

4. 平安時代

年 表	唐新	5 期に区分して天皇順番、その主な治績を抑える
780	羅	陸奥国伊治郡郡司（大領）伊治皆麻呂 <small>こればりのあざまる</small> が反乱。

1 桓武・嵯峨朝の政治<律令制再建を目指す>-----		
		桓武天皇 <small>50かんむり</small>
782		氷上川継事件（天武系王臣による皇位篡奪計画）
784		山背国長岡京 <small>ななおかきょう</small> へ遷都
792		健児 <small>こんでい</small> の制
794		平安京遷都
795		公出挙の利率を5割から3割へ。雑徭の日数を半減へ
797・9		令外官勘解由使 <small>かげゆし</small> 設置
・11		坂上田村麻呂 <small>さかのうえのたむらまろ</small> を令外官征夷大將軍 <small>せいいたいしょうぐん</small> に補任
801		畿内の班田を一紀一班制 <small>いっきいっばん</small> へ
802・1		坂上田村麻呂が胆沢城 <small>いさわじょう</small> を築き、鎮守府を移す
・4		阿弭流為 <small>アテルイ</small> と母禮 <small>モレ</small> が坂上田村麻呂に降伏
803		坂上田村麻呂が胆沢城 <small>いさわじょう</small> の北に志波城 <small>しわじょう</small> を築く
・12		徳政相論 <small>とくせいそうろん</small>
		平城天皇 <small>51へいぜい</small>
		嵯峨天皇 <small>52さが</small>
810・3		令外官蔵人頭 <small>くらうどのとう</small> を設置。北家藤原冬繼 <small>ふゆつぐ</small> らが就任
・9		平城太上天皇（上皇）が平城京遷都を宣言
		薬子の変（平城太上天皇の変） <small>くすこ</small>
811		文室綿麻呂 <small>ふんむろのわたまろ</small> を征夷將軍に補任
816		令外官檢非違使 <small>けびいし</small> が史料上初見
823		大宰府管内に公營田 <small>くえいでん</small> を開く

	唐新	⁵³ じゆんな 淳和 天皇
	羅	⁵⁴ にんみょう 仁明 天皇
8 4 2		嵯峨上皇崩御
		②北家による他氏排斥
		他氏排斥 1 ^{じょうわ} 承和の変
		⁵⁵ もんたく 文徳天皇
		⁵⁶ せいわ 清和天皇
		==== I ^{よしふさ} 藤原良房 =====
8 6 6 · 3		他氏排斥 2 ^{おうてんもん} 応天門の変
· 10		良房が人臣（皇族以外）として初の 摂政 に就任
8 7 2		良房が没し、養子の藤原 ^{もとつね} 基経が 摂政 に就任
		==== II ^{もとつね} 藤原基経 =====
		⁵⁷ ようせい 陽成 天皇
8 7 8		^{がんぎょう} 元慶の乱
8 8 4 · 2		藤原基経が、 ^{きこう} 奇行が目立つ天皇を退位させる
		⁵⁸ こうこう 光孝 天皇
		⁵⁹ うだ 宇多天皇（臣籍降下して源定省 ^{さだみ} と名乗っていた）
· 1 1		基経が正式に 関白 に就任
8 8 8		他氏排斥 3 ^{あこう ぶんぎ} 阿衡の紛議（阿衡事件）
8 9 0		基経が 関白 を辞任（以後 40 年間 摂関職 を置かず）
8 9 4		菅原道真が遣唐使停止（延期）を建議
		⁶⁰ だいが 醍醐天皇（父の源定省時代に源維城 ^{これき} と名乗った）
		（ 摂関職 を置かずに天皇親政 = 延喜の治 ）
		▶10 世紀を境にして社会の仕組みが大きく変化
		==== III ^{ときひら} 藤原時平 =====
9 0 1		他氏排斥 4 ^{しょうたい} 昌泰の変（菅原道真を大宰権帥 ^{だざいのごんのそち} へ左遷）
9 0 2		延喜の莊園整理令 ・最後の班田記録 班田励行法令

907	新	唐の滅亡
914	五羅	意見封事十二箇条
926	代	渤海滅亡
	十	朱雀天皇 (40年間途絶していた摂関職復活)
	国	藤原忠平が摂政に就任
=====IV 藤原忠平=====		
935	高	新羅滅亡
939~941	麗	天慶の乱
		62 村上天皇 (摂関職を置かない天皇親政 = 天曆の治)
958		皇朝十二銭最後の乾元大宝鑄造
960	宋	宋が建国
		冷泉天皇
		藤原実頼が関白就任
=====V 藤原実頼=====		
(摂関職常置の時代)		
969		他氏排斥 5 安和の変
		64 円融天皇
972		藤原兼通が関白就任
=====VI 藤原兼通=====		
		花山天皇
		花山天皇が元慶寺で出家 (事実上の退位)
		65 一条天皇
986		藤原兼家が摂政就任
=====VII 藤原兼家=====		
988		尾張国郡司百姓等解
990		藤原兼家が関白を辞任し、藤原道隆が関白就任

995・4	宋高麗	藤原道隆が臨終に際し、嫡男伊周 <small>これちか</small> に關白職を譲る意向を示したが、一条天皇の反発をかい、藤原道兼 <small>みちかね</small> が就任
・5		藤原道長 <small>みちなが</small> に内覽 <small>ないらん</small> の宣旨 <small>せんじ</small> （事実上の關白）
===== VIII 藤原道長 =====		
3 摂関政治の最盛期		
996		藤原伊周 <small>これちか</small> ・隆家 <small>たかいえ</small> 兄弟が花山上皇を射る事件を起こす
		67 三条天皇
		68 後一条天皇
1016		藤原道長が摂政就任
1017		藤原道長が摂政を辞任し、藤原頼通 <small>よりみち</small> が摂政就任
===== IX 藤原頼通 =====		
1018		藤原威子立后（“この世をば 我が世とぞ思ふ…”）
1019		刀伊 <small>とい</small> の入寇 <small>にゅうこう</small>
1027		藤原道長没
1028		平忠常 <small>ただつね</small> の乱
		69 後朱雀天皇
		70 後冷泉天皇
1051~1062		前九年合戦 71 後三条天皇
1068		藤原教通 <small>のりみち</small> が關白就任
1069		延久 <small>えんきゅう</small> の莊園整理令 72 白河天皇
1075		藤原師実 <small>もろざね</small> が關白就任
1083~1087		後三年合戦
1086		院政開始
===== 4 院政期 =====		
----- 治天の君 i 白河上皇 -----		

	宋高麗	堀河 天皇 73ほりかわ
1091		朝廷が源義家への莊園寄進を禁止
1094		藤原師実が関白を辞任し、藤原師通が関白就任
1097		伊勢平氏 の 平正盛 が白河上皇へ接近 いせ まさもり
1105		藤原忠実が関白就任
		鳥羽天皇 74とぼ
1108		白河上皇が事実上の院政開始 源義親の乱 よしちか
1120		白河上皇が忠実の内覧を停止（事実上関白職解任）
1121		藤原忠通 が関白就任 ただみち
		崇徳天皇 75すどく
1127	南	宋が滅び、南宋成立
1129・3	宋	平忠盛 を海賊追討使に補任 ただもり
・7		白河上皇が崩御し、鳥羽上皇の院政開始
		===== 治天の君 ii 鳥羽上皇 =====
1131		藤原忠実の謹慎が解かれ、政界へ復帰
		近衛天皇 76このえ
1150		藤原忠実が氏の長者の地位を忠通から奪い、頼長へ
		後白河天皇 77ごしらかわ
1156・7		鳥羽上皇崩御 保元の乱 ほうげん
1158		後白河上皇の院政開始。藤原基実が関白に就任 もとざね
		二条 天皇 78にじょう
		===== 治天の君 iii 後白河上皇 =====
1159		平治の乱 へいじ
		六条 天皇 79ろくじょう
1166		藤原基房が摂政就任 もとふさ

1167	南高 宋麗	平清盛が武家出身者として初めて太政大臣に就任 高倉天皇
1171		平徳子が高倉天皇に入内
1177		鹿ヶ谷の陰謀
1179・7		平重盛没
・11		治承三年の政変（清盛が後白河院の院政を停止）
5 平氏政権の確立		
		安徳天皇
		治承・寿永の乱（源平の争乱）へ
1180・4		源頼政が挙兵（源行家が諸国へ）
・6		福原遷都
・8		相模国石橋山の戦い（源頼朝が敗れる）
・9		木曾で源義仲が挙兵
・10		駿河国富士川の戦い（黄瀬川で頼朝と源義経が初対面）
・11		平清盛が京へ還都
・12		平清盛が平重衡に南都焼打ちを実施させる
1181・1		平宗盛が畿内総（惣）官に就任。翌月清盛没
・7		鶴岡八幡宮 宝殿 上棟 式で義経が馬を牽かされる
1182・4		頼朝が江の島弁財天で文覚に藤原秀衡を調伏させる
		養和の飢饉で源平の争乱が休戦状態
・8		頼朝に嫡男頼家が誕生
1183・2		常陸で志太義広が頼朝に対して挙兵
・3		源頼朝と源義仲が和睦
・5		倶利伽羅峠の戦い
・7		平氏都落ち（後白河が延暦寺へ逃亡）
		後鳥羽天皇（高倉院第三・第四皇子、北陸宮から籤）
・9		源義仲が平氏追討のため西国へ

- ・10 南高 後白河が頼朝を従五位下に復位(頼朝が官軍となる)
- 宋麗 **寿永二年十月宣旨**
- ・11 源義仲が帰京し後白河院を事実上幽閉
- 1 1 8 4 ・ 1 源義仲が宇治川の戦いで源範頼・源義経に討たれる
- ・ 2 摂津国一の谷の戦い
- 頼朝が朝廷に四カ条の要望(無断任官の禁止も含む)
- ・ 3 朝廷が頼朝を従五位下から正四位下へ昇進させる
- ・ 8 義経が従五位下檢非違使左衛門少尉に任官
- 1 1 8 5 ・ 2 讃岐国屋島の戦い
- ・ 3 長門国壇の浦の戦い
- ・ 4 頼朝は、無断任官した御家人 24 人の東国帰還を禁止
- 梶原景時が頼朝に義経の不義を訴える書状を送る
- 朝廷が頼朝を正四位下から従二位へ昇進させる
- 頼朝が田代信綱に東国御家人は義経に従うなど命令
- ・ 5 頼朝が源義経に対し、鎌倉入りを禁止(腰越状)
- ・ 8 頼朝の推挙で義経が伊予守に任官(檢非違使兼任)
- ・ 10 源頼朝が在京の源義経へ刺客を放つ
- ・ 11 「源頼朝追討の院宣」。源義経・源行家一行が都落ち
- ぶんち 文治勅許
- 1 1 8 6 ・ 4 しずかごぜん 静御前が鎌倉で舞を踊る(閏7月男児出産も殺害)
- 頼朝が秀衡に朝廷へ貢納する金・馬の鎌倉経由要求
- ・ 5 源行家が和泉国で討ち取られる
- 1 1 8 7 ・ 2 ひらいずみ 源義経が平泉へ逃れる
- ・ 4 頼朝が秀衡に金3万両の上納を要求。秀衡拒否
- ・ 10 藤原秀衡没
- 1 1 8 9 閏4 ころもがわ 衣川の戦いで源義経自刃
- ・ 7 やすひら 奥州藤原氏滅亡(藤原泰衡敗死)

政治史

〔職制史〕

1 令外官

令外官と言っても、蔵人（頭）・検非違使・摂関職は、いずれも除目で任官される官職ではなく、天皇の意志表示で補される宣旨職で、単体では存在し得ず、^{さえもんじょう}検非違使左衛門尉のように官職に付加して与えられた。

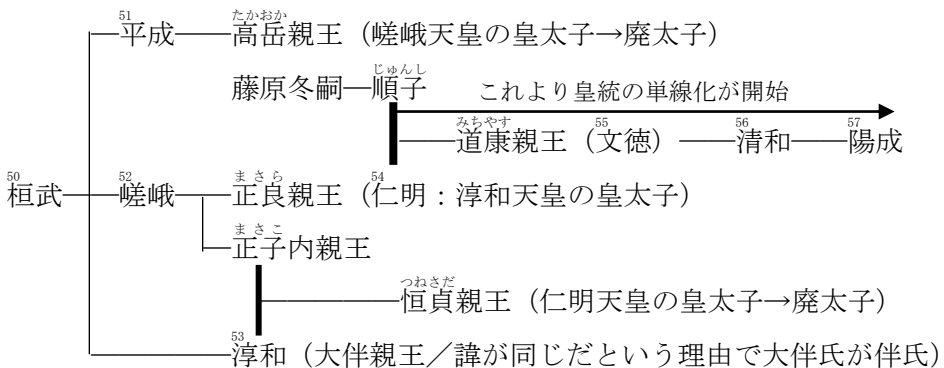
令外官	年次	天皇	職掌
征夷大將軍	794	桓武	797年補任坂上田村麻呂は初代ではない。
勘解由使	797		国司交替時の引き継ぎ文書 ^{げゆじょう} 解由状審査。
蔵人頭	810	嵯峨	天皇の命令を太政官組織に伝達するための部署が ^{くらうどどころ} 蔵人所で、蔵人頭は、 天皇の秘書官長 。後には、内廷のほか行政全般も管轄する権限を持つ。初代蔵人頭は、藤原冬嗣と ^{こせののたり} 巨勢野足。
検非違使	816		当初は、 京都の警察 にあたったが、次第に弾正台・刑部省・京職・六衛府の職務を吸収し、 京都の司法 を管轄した。
摂政	866	清和	天皇の政務を代行する。初任は藤原良房。天皇元服後、摂政を辞し、関白に補任。
^{おうりょうし} 押領使	878	陽成	当初は、臨時。承平・天慶の乱以後常置。
関白	884	光孝	^{あずか} “ 関り白す ”の意味である関白の初例を宇多天皇の詔書に置くか、光孝天皇の時の国政委任の詔書に置くかは、説が分かれる。初任は、藤原基経。天皇を後見して補佐する。関白に準じる地位が内覧。
^{ついでし} 追捕使	932	朱雀	押領使と同じ。

2 律令制の再建を試みた桓武～嵯峨朝

桓武朝では、**定員外の国司・郡司を廃止**し、令外官の勘解由使を設置して国司行政の品質改善をはかり、また、**雑徭の半減**や**公出挙の利率低減**（5%から3%）、辺境地を除いて軍団制の廃止などの安民政策を実施、**三関を廃止**して経費節減を図った。さらに、一紀一班（12年1回）制を実施して班田を維持した。軍団制廃止の代わりに**郡司の子弟**や有力農民の**志願制**による少数精鋭の健児を採用した。しかし、**藤原緒嗣**と**菅野真道**の間で行われた徳政相論の際、緒嗣から蝦夷征討（軍事）と平安京造営（造作）が公民疲弊の要因であるとの矛盾点を指摘されると、天皇は、両事業を停止した。平城朝では、**官庁の統廃合**や年中行事の廃止を進めた。

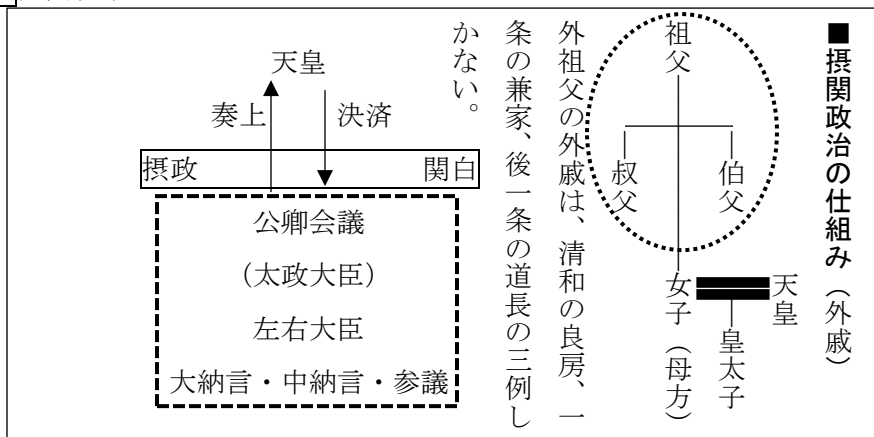
嵯峨朝における官制改革や法的整備は、いずれも当時の政治・社会情勢に応じた律令制再建策の一環として実施された。令外官である蔵人頭や檢非違使は、ともに宣旨職であり、天皇と太上天皇が同等の権能者であることに起因した菓子の変を機に、天皇権力の強化を目指して設置された。前者は、後に公卿昇進への**登竜門**となり、後者は、後に京都の司法を**管掌**する要職となった。また、**弘仁格式**は、後続する**貞観格式・延喜格式**を指している**三代格式**の嚆矢となった。また、**文章経国**思想が重視された結果、**文人官僚**に政治の実務を任せる体制を築いたが、没直後に起こった承和の変を機に崩れ、後の藤原北家による**門閥政治**への道が開かれた。

■ 皇統の単線化が幼帝（清和）や不適格な天皇（陽成）を生んだ



桓武・嵯峨朝で進められた天皇制の唐風化は、当初、中国的な専制君主制を目指したものであったが、結果的には、天皇の神格性や人格を払拭させ、誰が天皇であってもかまわない方向に向かった。承和の変の後、皇統の単線化が図られた結果、たとえ幼帝や不適格な天皇を生んだとしても、職制としての天皇を核として実際は、大臣を兼ねる摂関職が天皇権力を代行する安定装置として発足した。

3 摂関政治



天皇が幼少の際には政務を代行する摄政、天皇が元服後に摄政を辞任する旨の上表を行い、関白となって政務を執るのを摂関政治という（藤原良房の摄政就任は清和天皇元服の2年後）。官人に位階を与える儀式である叙位や大臣以外の官職を任じる儀式である除目などの重要政務は、内裏の近衛の陣で行われ、原則摂関職が出席しない合議制の公卿会議である陣定で審議され、その後に摂関に上奏されたように、摂関専制ではなく、既存の太政官制が機能していた。

9世紀後半～10世紀中頃における摂関職は、常置ではなく、大臣職に付加された宣旨職であった。一方、藤原実頼以降、摂関職は、ほぼ常置となり、他氏排斥終了後、北家で世襲された。また、揚名関白と自嘲した藤原実頼（近年、立花真直氏による、実頼は、冷泉朝において政治的主導権を發揮していたとされる）や他人と呼ばれた藤原頼忠を除き、外戚に付随する職

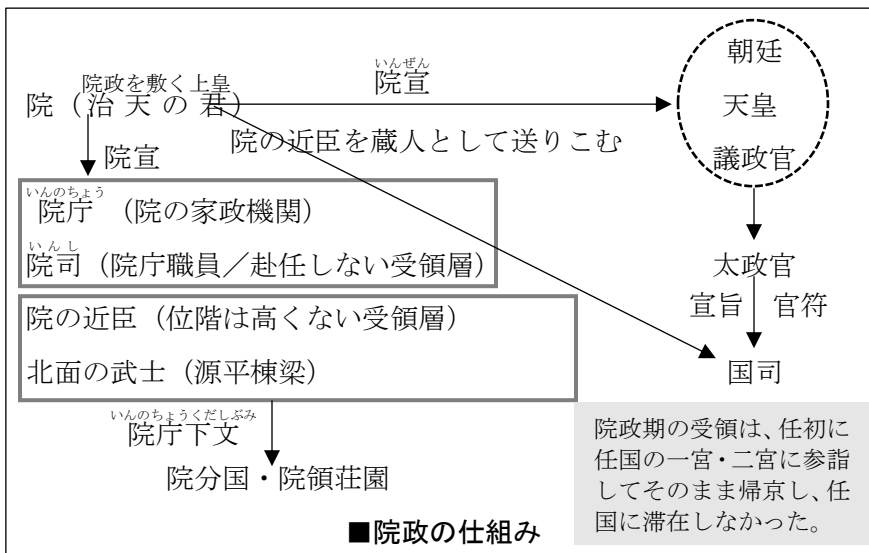
位となり、兼家の時に太政官から分離して（大臣と兼ねない）上席となった。外戚は、藤原氏の^{うじのちようじゃ}氏長者として、氏寺の興福寺、氏社の^{かすが}春日神社、大学別曹の^{かんがくいん}勸学院を管理し、叙位の際には、氏に属する人々の推薦権を持ち、^{でんかのわたりよう}殿下渡領と呼ばれた摂関家荘園群を継承して莫大な収入を得た。10世紀以降、家格の固定化が進み、藤原氏でも公卿に昇進できる上級貴族の家柄と受領で終わる中下級貴族の家柄に分かれた。後者は、利権化した国司職の重任を望んだ結果、10世紀末頃から上級貴族の家政機関の職員である^{はいし}家司のまま受領となって^{じようごう}成功を行った。

4 天皇親政

^{かんびよう}寛平の治を継承した醍醐天皇は、延喜の治で、小農民保護を基本とする律令制回帰を強く志向した結果、902年には班田を励行する法令を出した。延喜格式の編纂も同じく律令制回帰を目的としたものである。

延喜の治	醍醐天皇	在位期間中に摂政関白がいた期間はなし
天曆の治	村上天皇	在位 946 年～949 年は、藤原忠平が関白

5 院政



宇多天皇以来、藤原氏を外戚としない後三条天皇は、皇室の財政基盤の強

化を目的に延久の荘園整理令を發布して中世を形作ることになる荘園公領制・文書主義・一国平均役を成立させた。

藤原氏に影響されない皇統の確立を意図していた後三条は、皇太子貞仁親王（白河天皇）の次には、次子実仁親王を意図していた。1072年、後三条は、貞仁に譲位したが、院政する意図があったというよりも、糖尿病の悪化が理由であり、譲位した翌年崩御した。ところが、白河天皇は、父の意図に反して皇太弟の実仁親王に譲らず、その病死を待って、1086年に善仁親王に譲位した。後三条が実仁即位の後には、実仁の弟輔仁親王を皇太子にたてるように遺言していたことを知る白河が確実に自分の直系に皇統が継承されるのを見届けるために、譲位後も従来の慣習にとらわれない自由な立場である上皇（太上天皇の略称。出家すれば**法皇**。また、院政を敷いた上皇を治天の君と呼ぶ）として国政を掌握した形態を院政という。院政開始年を1086年としているが、それは、譲位した年次を指しているに過ぎない。その時は、老練政治家の藤原師実が摂政として幼少の堀河天皇を補佐し、依然として摂関政治が機能しており、また、1094年以降は、師実の子の師通が関白として堀河親政を支えたので、院政の出番はなかった。しかし、1099年に師通が38歳で急死し、その2年後に、師実が、さらに6年後の1107年に白河に反抗的であった堀河天皇が崩御した。白河は、幼帝鳥羽天皇を擁立して名実ともに院政開始となった。

鳥羽天皇の母は、摂関職を世襲してきた御堂流ではなく、閑院流の出身であった。この時閑院流藤原公実が摂関職は、外戚の自分を摂政に任じて欲しいと要望したという（『愚管抄』）が、史実ではないという。これに対し、白河は、前関白藤原忠実をそのまま鳥羽天皇の摂政とし、摂関職は、御堂流の世襲職とした。この結果、これまで外戚となった者が宣旨職として就任していた摂関職が皇室の家長たる院の人事権に包含されたことで摂関職は、院に従属する地位となった。

院政は、院の近臣を蔵人として太政官へ送りこんで影響力を及ぼしたが、

独裁専制ではなく、既存の太政官制が機能していた。院庁は、院の家政機関に過ぎず、たしかに、上皇から直接^{かたつ}下達される文書の院宣や院庁から発せられる院庁下文が国政に効力を持つようにはなったものの、天皇の意志である宣旨や太政官から下達される官符を無視して^{らんぼつ}濫発されることはなかった。

院庁の職員である院司^{いんし}として治天の君に仕える院近臣^{いんのきんしん}は、従来家格的には公卿へ昇進することができなかった摂関家の傍流などからなる受領層で構成されていた。しかし、院政期には、院との関係性が権力の大小を決めたので、長く現任公卿にとどまって議定に参加する必要性が薄れた結果、議政官を構成する役職の在任期間が短くなって役職の流動性が高まり、院の近臣の中でも後には公卿に昇進する者が登場したが、官位相当の制により、国司をつとめることができなくなったため、自らは知行国主として年少の子息や縁者に受領の地位を与え、自らは実利を得る制度、すなわち、知行国制が誕生した。一方で、院の近臣が派遣した目代が赴任地で大寺社の荘園と衝突し、業を煮やした大寺社側が院に対し、目代や受領の処罰を求めて^{そうへい}僧兵を繰り出す^{ごうそ}強訴を繰り返えした。

白河上皇は、治天の君であっても意のままにならないものを3つ挙げて、“天下三不如意”とした。『源平盛衰記』には、賀茂川の水（洪水を起こした）・双六の賽・山法師（延暦寺の僧兵）を挙げる。後白河上皇は強訴対策として、源平などの武士を^{ほくめん}北面の武士に登用した。

南都	興福寺（奈良法師）	春日神社の神木を担いで京都に押し寄せた。
^{ほくれい} 北嶺	延暦寺（山法師）	^{ひよし} 日吉神社の神輿を担いで京都に押し寄せた。

6 平氏政権

平氏政権は、海賊追討の宣旨を受けた平重盛が朝家（朝廷）を守る武門の長として位置付けられたことや各地で成長してきた武士団の主人を対象に後の大番催促の前身にあたる内裏大番を賦課するなど、後の鎌倉幕府に先行する全国武家政権の性格を有していた。特に西国の武士団の主人を荘

園公領の現地支配者である地頭^{じとう}に任命して平氏の家人にすることに成功した（逆に東国武士団の家人化が進んでいなかったことが彼らに挙兵した源頼朝の下に参集させる要因にもなった）。

一方、清盛は、娘の徳子を高倉天皇に入内させ、その間にできた皇子を即位（安徳天皇）させて天皇のミウチとして外戚にのぼり、一門で太政官の高官を独占（公卿 16 人、殿上人 30 余人／『平家物語』には、平時忠^{ときただ}が言い放ったとされる“平氏一門でなければ人でなし”を載せる）し、荘園や知行国を集積した点など貴族的性格を有していた。

平氏の経済基盤は、全盛期には、日本全国の約半分に相当する 30 余国の知行国と 500 余箇所の荘園に加え、父忠盛以来重点を置いてきた日宋貿易の利潤があった。



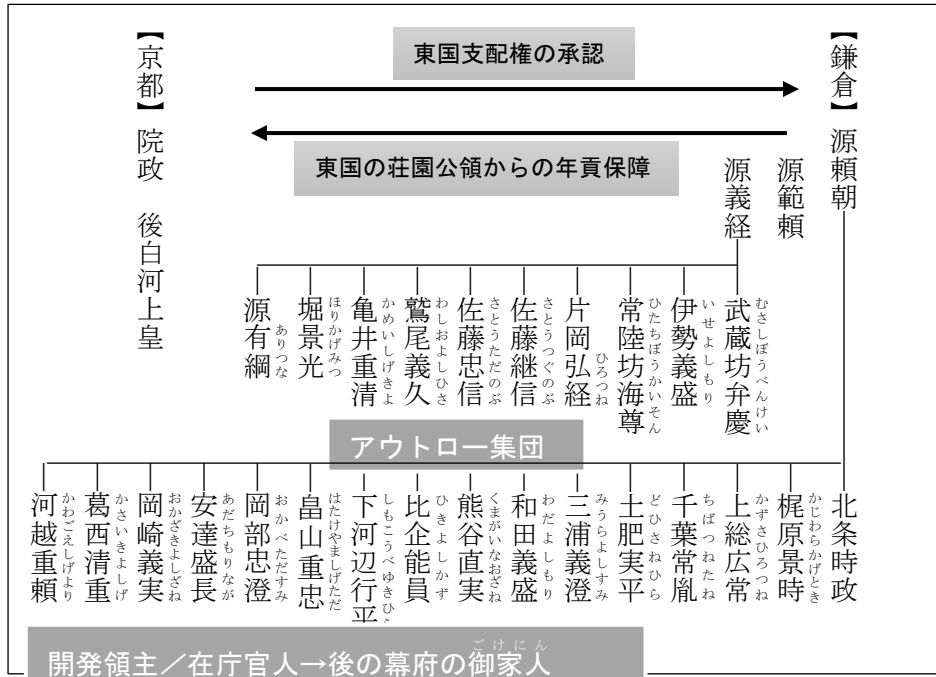
青年時代平清盛像
兵庫県神戸市
(著者撮影)

崇徳が鳥羽ではなく、白河法皇の子であったとか、とかく白河の周辺は、艶聞^{えんぶん}が絶えない。白河が多数の女性と関係を持ち落胤^{らくいん}を含めて多くの子女をなしたことは史実である。摂関政治期が母系を権力の根源としていたことから、天皇は、藤原氏に性の管理を行われていた。しかし、院政が天皇の父権に権力の源泉を持ったことで、天皇になる男児の母の出自が重視されなくなったことから、白河は、手あたり次第に女性と関係を持った。白河の傍^{かたわら}に仕える女官が

寸胴^{すんどう}のようにいつでも脱ぐことができるような服を着ていたという話まで伝わっている。

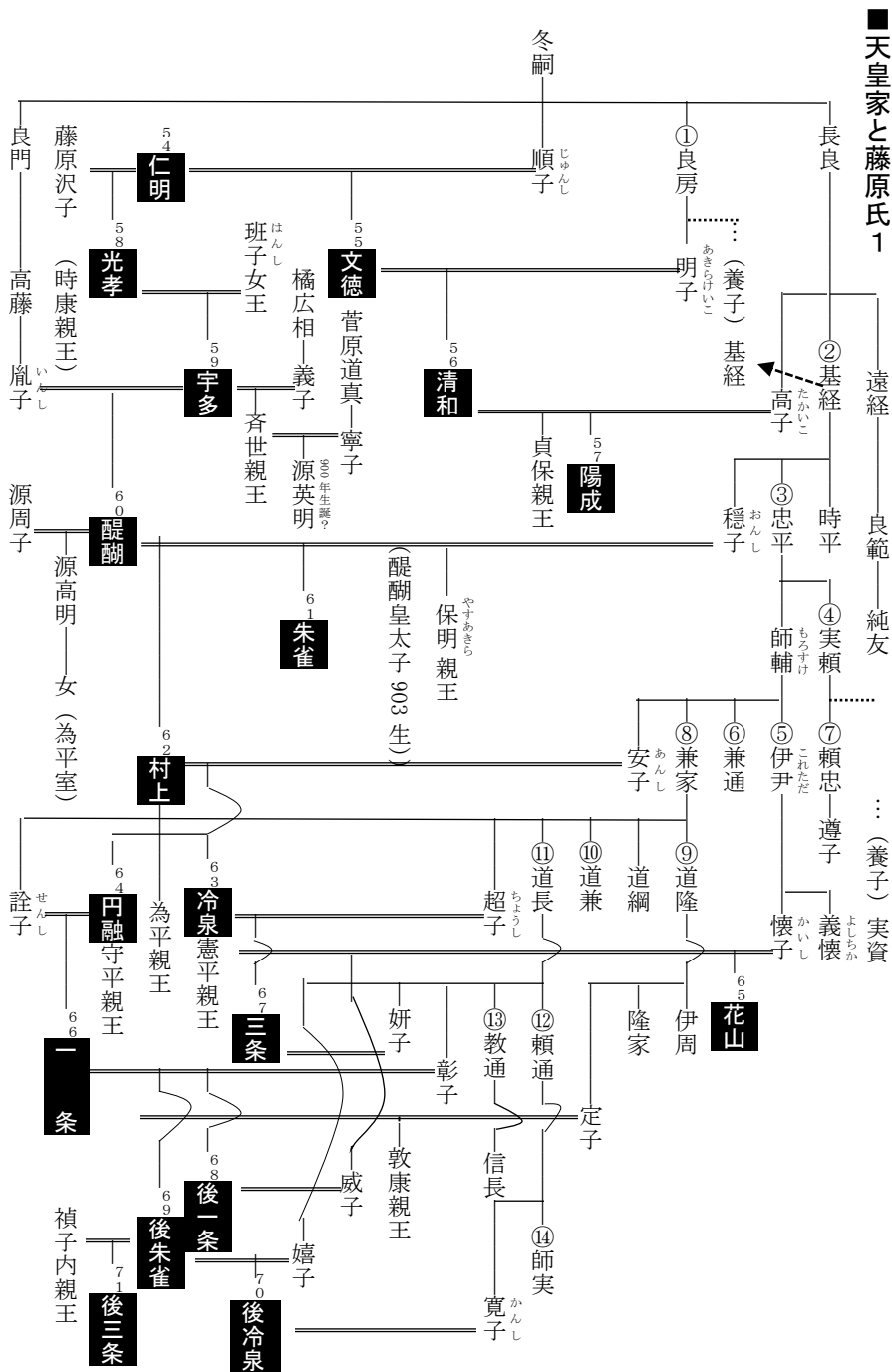
軍事貴族は、公卿にしないという不文律があった。清盛の父忠盛も正四位上で止められているし、清和源氏も源頼政が清盛の推挙で三位になるまでは公卿を出していない。清盛だけが従一位太政大臣まで昇った理由を彼の貴種性、すなわち、白河の落胤説に求めるより仕方がないのかも知れない。

7 寿永二年十月宣旨

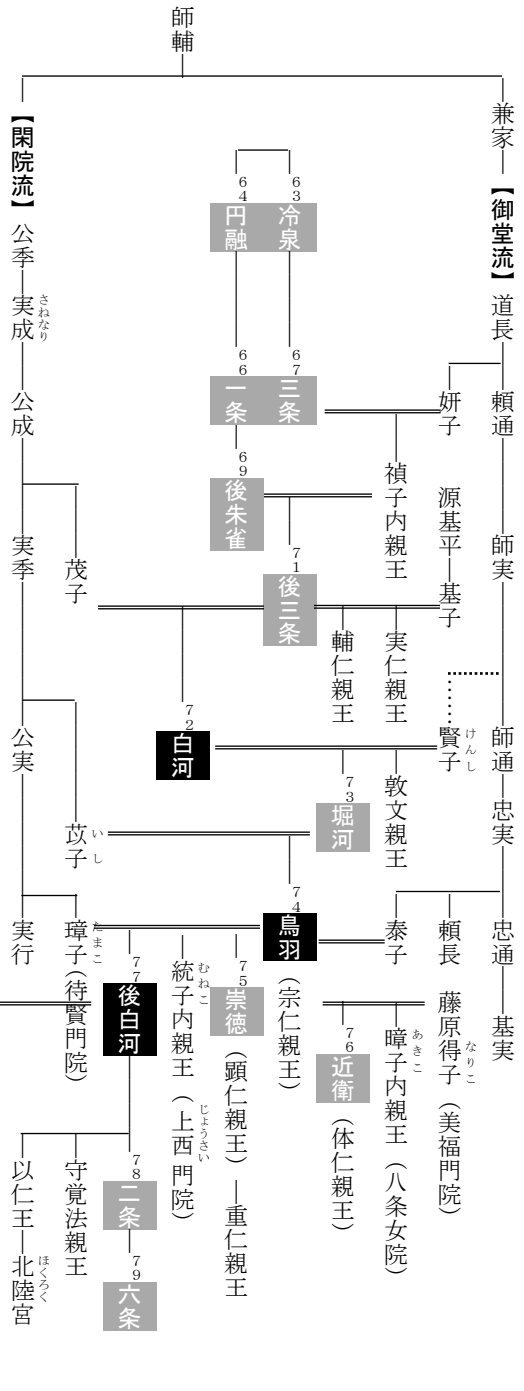


後白河は、既に見限っていた源義仲に対し、平氏追討を命じて体よく西国に赴かせている間に、鎌倉の頼朝に義仲を討伐するよう上洛を要請した。1183年10月、まず頼朝を従五位に復位させて官軍とし、続いて頼朝が求めた東国支配権を承認する寿永二年十月宣旨を与えた。この直前に頼朝からは、途絶していた東国の荘園公領からの中央への年貢納入再開の意志が表明されており、宣旨では改めて頼朝にそれを命じていた。当時頼朝がおさえていたのは、未だ南関東を中心とした数カ国に過ぎず、しかも頼朝が奏請していた北陸道は、義仲が実効支配していたこともあり、帰京した義仲が介入した結果、除外されたので、激怒した頼朝は、美濃国以東を侵略するとまで言い放ったという（『玉葉』）。頼朝が北陸道を含めたのは、義仲を頼朝の代官の地位に貶めるのが狙いであったから、それが失敗したとなれば、上洛して義仲を直接討伐するより方法がなかった。

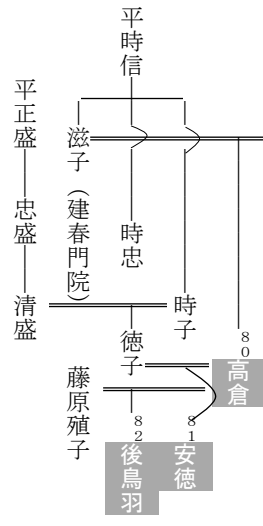
(○囲み数字は摂関職に就いた順)



■天皇家と藤原氏 2



■治天の君（院政をしくことができる上皇）になれる条件
 現役天皇の直系、つまりは父か祖父でなければならない。
 鳥羽法皇が嫡男崇徳を嫌ったのも、もし崇徳が白河の子
 であれば叔父となり、自らの院政条件の正統性に疑義が
 生じることを恐れたためだったとも言われる。



[法制史]

1 格・式

格は、律令条文の補足・改正のために出された法令で、式は、律・令・格の施行細則。三代格を内容で分類したのが『類聚三代格』。法制は、格式しこうさいそくから朝廷の法令や宣旨で定められた新制しんせい（荘園整理令も新制の一つ）の時代へ移行した。また、この時代に養老律令の注釈書が作られた。

りやうのぎげ 令義解	養老令の官撰注釈書	きよはらのなつの 編者清原夏野
りやうのしゅうげ 令集解	養老令の私撰注釈書	これむねのなおもと 編者惟宗直本

[軍制史]

1 健児制

健児制は、三十八年戦争の中で、軍団制に代わって、全国に拡充された。しかし、10世紀を境に郡衛が消滅するとともに健児制も消滅した。

2 武士の起源

武士ぶし（兵つわもの）がどこから生まれたのか、現在定説がある訳ではない。しかし、武士とは、公的権力から武器の携帯の権限を委任され、武芸を家業としている者を指すことは公認されている。この頃の武芸は、弓馬きゅうば（歩射か騎射）、すなわち弓術と馬術を指した。どちらも日常の訓練を必要とするものであって、しかも高価な馬を常備しておく経済的余裕が条件であった。中央の公的権力とは朝廷を指す。9世紀末、地方で起きた群盗ぐんとう（任期切れで土着した国司や地方豪族が武装集団化した）の影響が京に及ぶことを恐れた宇多天皇が置いた宮中の警備にあたる滝口の武者たきぐち むしやを歴史上最初の武士と規定することができる。滝口の武者に召集された者は、地方に土着した王臣家子孫のうち、弓馬術に長けた者であった。史料的裏付けはないが、十代の平将門も京に上り、滝口の武者となったと伝えられる。

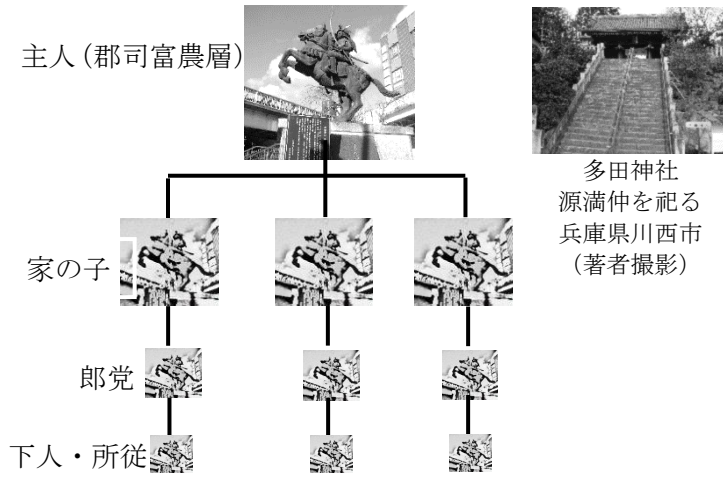
天慶の乱を契機として10世紀後半のイエの成立例の一つとして同乱の鎮圧に功績のあった貞盛流平氏・清和源氏・秀郷流藤原氏の3つ血脈が朝廷

公認の**兵の家**（**軍事貴族**）として成立し、衛府や国衙に仕えて実践的武力のほかに、**僻邪**の武としても期待された。

2 武士の2系統

王臣家子孫の**清和源氏**や**桓武平氏**の中には、**侍**として貴族の警護をつとめるうちに、自身が五位に昇り、諸国の受領に補任されて貴族に列する者も現れた。このように中央の武士を“京”武士と呼ぶ。一方、10世紀以降、**負名体制**へ移行する中で、政府が受領に徴税と軍事の権限を委譲したのを機に、地方武士軍である国衙軍が編成された。特に東国では、9世紀末に起きた群盗の乱として有名な寛平・延喜東国の乱を機に、国衙軍の形成が進展した。国衙軍を形成したのは、在地の郡司富農層である**国侍**で、受領が京から連れてきた郎党の**館侍**は、受領の私兵としての性格が強く、彼らは、押領使や追捕使に補任されて国衙の治安維持機能を担った。

例えば、源平氏などの王臣家子孫が受領として国衙に赴任してきた場合、国衙軍を形成する郡司富農層との交流が始まる。当然ながら受領と郡司富農層の娘が婚姻関係を結べばその間に出来た男子は、半分王臣家子孫の血を引くこととなる、俗にいう“ハーフ&ハーフ”で、上総氏・三浦氏・千葉氏・畠山氏・梶原氏・北条氏：和田氏・大庭氏の“**坂東八平氏**”がこれにあたる。彼らは、在地で**武士団**を形成しており、源平氏などを**棟梁**として仰ぎ、自らは、棟梁直属の郎党となった。但し、その関係性は、17世紀後半以降の大名と家臣のような主君と家臣の家との永続的主従関係ではなく、源氏から平氏、またはその逆のように、仕える棟梁をかえることも珍しくなかった。例えば**現埼玉県熊谷市**を本拠とした**斎藤実盛**は、最初源氏に仕えていたが、平治の乱で源氏が没落すると平氏に仕えている。



■ 武士団の構造

JR 川西池田駅 源満仲騎馬像 兵庫県川西市 (著者撮影)



僻邪の武の典型例 長明寺にある源頼政の鶴退治像
源頼政は、近衛天皇を怯えさせた伝説上の生き物で、猿の顔、狸の胴体、虎の手足、蛇の尾を持つ鶴を退治したという伝承を持つ。

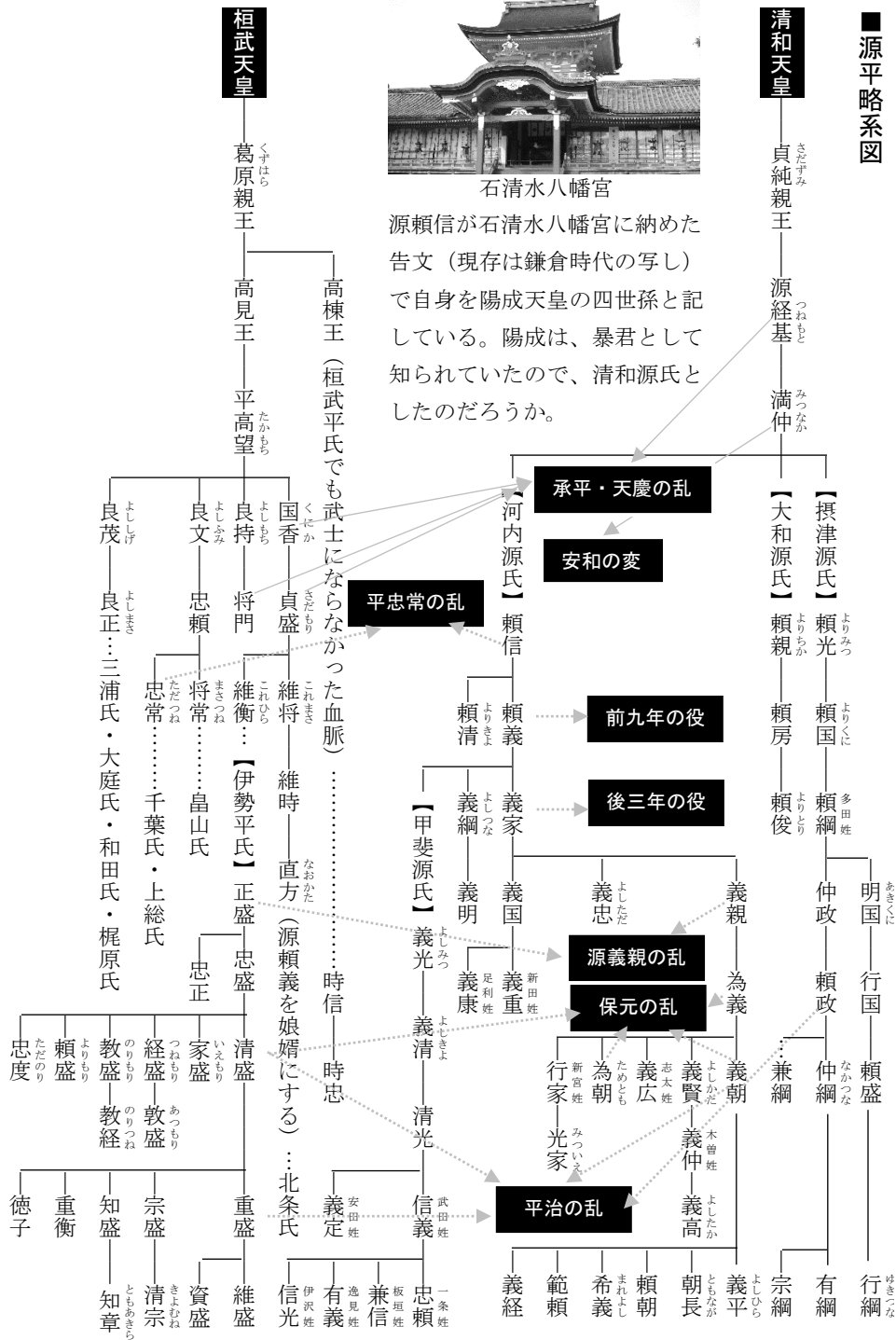
兵庫県西脇市 (著者撮影)

源平略系図




石清水八幡宮

源頼信が石清水八幡宮に納めた告文（現存は鎌倉時代の写し）で自身を陽成天皇の四世孫と記している。陽成は、暴君として知られていたため、清和源氏としたのだろうか。



[内乱史]

1 平安初期の式家没落事件

年次	戦乱名	内容
785	藤原種継暗殺事件  早良親王が幽閉された乙訓寺 京都府長岡京市 (著者撮影)	式家造長岡宮使藤原種継が射殺された。桓武天皇は、同じ高野新笠を母に持つ弟の早良親王が黒幕だと決めつけて廃太子と淡路配流を決定。早良は、餓死を遂げ、親王に連なる大伴氏や佐伯氏も処罰された。その後、高野新笠や皇后が相次ぎ没したのを早良の怨霊の祟りだと恐れた桓武は、800年に早良に崇道天皇号を諡号した。
810	薬子の変 ＝平城太上天皇の変	藤原種継の子藤原仲成・薬子兄妹が4年で譲位した平城上皇の復位と平城京還都を画策し、“二所朝廷”と呼ばれた状態となったが、嵯峨天皇と側近の藤原冬嗣により鎮圧された。 天皇と太政天皇が同等の権能者であることが原因と見た嵯峨天皇は、太政天皇号を天皇の人事権とし、上皇を天皇に従属させた。

2 他氏排斥事件

年次	戦乱名	藤氏長者	排斥された貴族
842	承和の変	藤原良房	橘逸勢・伴健岑
橘逸勢らが皇太子恒貞親王を擁して謀叛を企てたとされる事件。			

年次	戦乱名	藤氏長者	排斥された貴族
866	応天門の変	藤原良房	伴善男・紀氏
<p>大納言伴善男が嵯峨天皇の子で左大臣^{みなもとまこと}源信を失脚させようとして応天門に放火したとされる。現在の平安神宮正門は、往時の応天門の8分の5で建てられている。</p>			
887～	阿衡の紛議	藤原基経	橘広相
<p>前代光孝朝でも基経に対し使用されたが、宇多天皇が藤原基経を関白に任じる勅書の中に、職掌がない「阿衡」の文字があったから、基経が自身の待遇に関して明確にするように求めた。最初から基経の補佐を希望していた宇多は、勅書には自分の意志とは違う語句を用いたと折れ、橘広相への処罰も基経が不要と折れて事件は収束した。</p>			
901	昌泰の変	藤原時平	菅原道真
<p>醍醐天皇と藤原時平が謀って、菅原道真を謀叛の罪^{だざいごんのそち}で大宰権帥に左遷した。道真は、死後怨霊として恐れられ、これを鎮めるために京都に^{きたの}北野天満宮、道真の墓所には太宰府天満宮が創建された。</p>			
969	安和の変	藤原実頼 藤原兼家	源高明
<p>首謀者は、藤原実頼と藤原兼家の2説あるが、藤原氏と結託した多田源氏の祖の源満仲ら^{みつなか}が醍醐天皇の皇子で臣籍降下した左大臣源高明の謀叛をでっち上げた。高明は、大宰権帥に左遷された。</p>			
3 摂関家内部の氏の長者を巡る争い			
兄弟抗争	藤原兼通・藤原兼家の対立。 死の直前に参内した兼通は、円融天皇に関白職を頼忠へまわすように依頼し、兼家の右近衛大将職を剥奪した。		
叔父甥抗争	藤原道長・藤原伊周の対立		

4 軍事貴族の台頭

年次	戦乱名	勝者	敗者
939～941	天慶の乱	藤原秀郷・平貞盛	平将門
		源経基・小野好古	藤原純友
<p>『本朝世紀』では、将門と純友が示し合わせたと記すが、証拠はない。将門は、自らを新皇と称して除目を行い、内裏を下総国猿島に置いて関東の半独立を図ったが、流れ矢に当たり討死した。もと伊予掾藤原純友は、伊予国日振島を根拠地としていたが、海賊行為をしておらず、承平6年には逆に海賊追捕の宣旨を受けていた。</p>			
1028	平忠常の乱	源頼信	平忠常
<p>清和（河内）源氏の東国進出の契機となったと言われる。</p>			
1051～ 1062	前九年合戦	源頼義・義家父子 清原氏	安倍氏
		<p>安倍氏も清原氏もそれぞれ鎮守府将軍安倍比高・出羽権掾清原令望に出自を求め、俘囚の長の末裔ではないという。奥六郡の領主安倍頼時が朝廷への貢納を怠った。陸奥守源頼義が赴任すると、頼時は、恭順姿勢をとった。頼義の帰任が迫った際、頼義が急襲される事件が起き、貞任の犯行とされた頼時は、徹底抗戦に出た。苦戦を強いられた頼義は、奥六郡に隣接する仙北三郡の主清原氏に支援を要請、厨川柵が落城して貞任は、戦死、安倍氏旧領奥六郡は、清原氏が支配した。</p> <p>年を経し 糸の乱れの苦しさに 衣のたては ほころびにけり</p> <p>■安倍氏・清原氏関係系図</p> <p>藤原経清</p>	

年次	戦乱名		勝者	敗者
1083～	後三年合戦		清原清衡・源義家	藤原家衡
	治天の君	平氏	奥州藤原氏	
初代	白河院	平正盛	藤原清衡	
2代	鳥羽院	平忠盛	藤原基衡	
3代	後白河院	平清盛	藤原秀衡	
<p>清原氏の家督を巡り、真衡と清衡・家衡の連合が対立、源義家は、真衡を支援したが、真衡が病死すると、家衡が清衡を除こうとしたのを見た義家は清衡に味方し、家衡を滅ぼした。朝廷は、私闘に過ぎないとして源義家の功績を認めなかった。奥羽は、平泉を拠点に奥州藤原氏が掌握。</p>				
1108	源義親の乱		平正盛	源義親
<p>出雲で反乱を起こした源義親は、平正盛に追討されたとされるが、後に義親を名乗る武士が現れており、追討が虚構だった可能性が高い。</p>				
1156	保元の乱		*以下に別掲載	
	皇室	摂関家	源氏	平氏
後白河天皇	藤原忠通 藤原通憲		源義朝	平清盛
崇徳上皇	藤原頼長		源為義・為朝	平忠正
<p>崇徳は、退位後、自身が治天の君になるために、子の重仁親王の即位に賭けた。しかし、崇徳を“叔父子”と呼び蔑み嫌った鳥羽上皇が雅仁親王（後白河）を即位させた。鳥羽上皇の崩御を契機に、崇徳と“悪左府”こと藤原頼長が挙兵に追い込まれ、保元の乱が勃発した。藤原頼長の家人平忠正と源為義は、崇徳陣営に付いた。崇徳は、讃岐に、源為朝は、伊豆大島へ配流され、源為義・平忠正らは、斬首された。尚、戦後義朝に与えられた左馬頭は、本来は四位の者が就く破格の官職であった。</p>				

年次	戦乱名	勝者	敗者
1159	平治の乱	*以下に別掲載	
	院近臣	源氏	平氏
	藤原通憲 (信西)	源頼政	平清盛・重盛
	藤原信頼 <small>のぶより</small>	源義朝・義平 <small>よしひら</small> ・頼朝	—

後白河上皇の寵臣信西に昇進を阻止されたもう一人寵臣藤原信頼が二条天皇の側近と組んで信西を自害させた。その後、二条派が信西に代わって権勢を振るう信頼の排除をもくろみ、平清盛の協力を得ると、清盛が信頼と従者の源義朝と交戦した結果、信頼が斬られ、義朝は、本拠地の関東へ戻る途中、旧臣長田忠致邸で暗殺された。同行していた頼朝は、捕縛されたが、清盛の継母池禪尼いけのぜんにの懸命の助命要請（池禪尼の子で既に死んでいた家盛と頼朝が酷似）があり、伊豆へ配流、また、義朝の愛妾あいしやう常盤御前とぎわごぜんが生んだ今若いまわか・乙若おとわか・牛若うしわか（義経）の三兄弟も助命された。

5 平氏打倒の動き

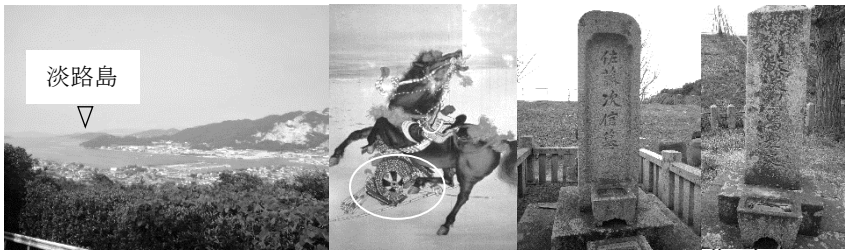
年次	戦乱名	勝者	敗者
1167	鹿ヶ谷の陰謀	平清盛	藤原成親 <small>なりちか</small> 俊寛 <small>しゆんかん</small> ・西光 <small>さいこう</small>

事件の発端は、後白河上皇の院の近臣（受領）が派遣した目代と延暦寺の末寺につらなる寺院との衝突であった。高校教科書には、後白河上皇と院の近臣藤原成親らによる平清盛とその一党を除外するクーデターと載せるが真相は、清盛のでっち上げと見られている。当時、清盛は、後白河から延暦寺攻撃を命じられていたが、過去の苦い経験から、延暦寺との衝突を回避したかった。藤原成親の妹が重盛の妻であったことから、重盛が清盛に助命を求めたが、聞き入れられず、成親は、配流先で殺害された。これが重盛と清盛の相克そうこくの引き金になったとも言われる。

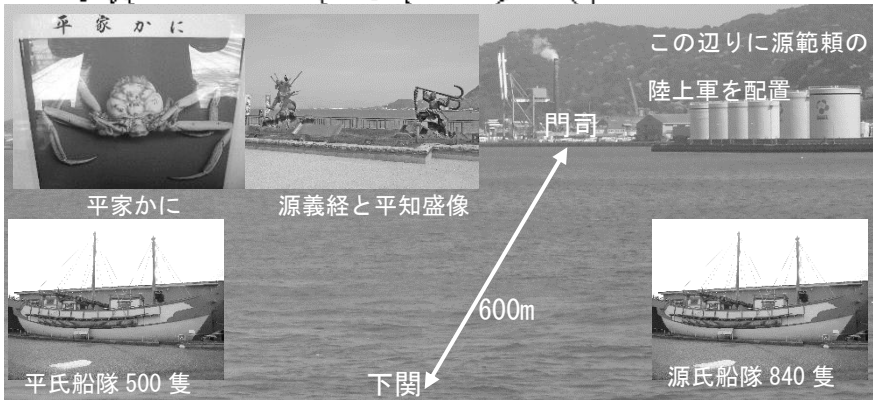
6 治承・寿永の乱



鶴越の逆落とし現場？須磨浦ロープウェイ 須磨寺 源平の庭
 熊谷直実は、『平家物語』では、自分の子供の同じ年ごろの敦盛を討ち取ったので
 出家したと記すが、真相は、土地争論で敗れたため、出家した。
 兵庫県神戸市（著者撮影）



屋島から見た淡路島方面 馬下に斃れた佐藤継信 佐藤継信墓 太夫黒臺
 香川県高松市（著者撮影）



壇の浦 山口県下関市（著者撮影）



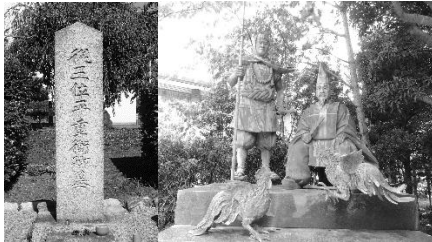
恩人の斎藤実盛を討ち取ってしまったことを嘆く源義仲主従像 武蔵坊弁慶像
左が義仲 石川県加賀市・和歌山県田辺市 正紀伊田辺駅 (著者撮影)



静御前舞像
兵庫県
淡路市
(著者撮影)
鎌倉



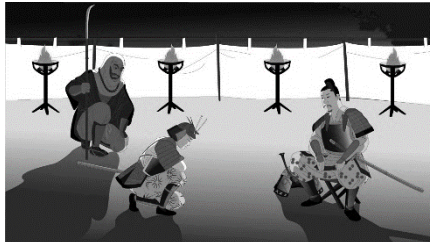
吉野山で静御前と別れる義経(イメージ)



平重衡墓 京都府伏見区
弁慶と湛増像 和歌山県西牟婁郡
(著者撮影)



石橋山の戦いで負けて自刃をはかる源頼朝と見逃す梶原景時 (イメージ)



黄瀬川で初対面した頼朝・義経兄弟 (イメージ)



辞世
埋もれ木の
花咲くことも
なかりしに
身のなる果てぞ
悲しかりける
(源頼政)

源頼政自刃の平等院扇の芝
京都府宇治市 (著者撮影)

年次	戦乱名	勝者	敗者
1180・4	宇治の戦い	平清盛	源頼政
<p>高倉上皇の院政が開始され、皇位継承の芽が消えた以仁王は、八条女院の庇護を受け、平氏打倒を画策する。八条女院のサロンを形成していた源頼政・仲綱父子は、以仁王支援を約束して挙兵したが、平等院で敗死した。以仁王も逃亡途中で戦死した。しかし、以仁王が園城寺で発給した「以仁王の令旨」が源行家の手により、木曾・伊豆にもたらされた。</p>			
・8	石橋山の戦い	大庭景親	源頼朝
<p>清盛が発した源仲綱の子有綱捕縛命令を各地の源氏討伐命令と勘違いした三善康信から得た源頼朝は、300ほどで挙兵し、大庭景親や伊東祐親の軍3,300に大敗したが、大庭方の梶原景時に助けられた。頼朝は、房総半島に逃れ、千葉常胤や上総広常（『吾妻鏡』にある広常が故意に遅参したというのは創作）の支援を得た。尚文覚上人が後白河の平家追討の院宣を頼朝に与えたとする説もある。</p>			
・10	富士川の戦い	武田信義・源頼朝	平維盛
<p>従来平氏軍が水鳥の羽音に驚き退却したと言われてきたが、『玉葉』には、水鳥の話はなく、平維盛に家人の藤原忠清が撤退を進言したとある。広常らに進軍中止を上申された頼朝は、黄瀬川で藤原秀衡が遣わした源義経と初対面した。頼朝は、初めて相模国府で本領安堵・新恩給与を行ったが、反乱軍の頼朝が以仁王の令旨を名分にした脱法行為であった。</p>			
・12	南都焼打ち	平重衡	南都
<p>清盛は、園城寺と連携する興福寺（延暦寺は連繫拒否）を重衡に命じて焼き討ちさせた。翌年1月、清盛は、畿内近国9カ国を防衛するために、平宗盛を畿内惣管とした後、閏2月4日、病死した。7月、源頼朝が平氏と東西を分割統治する和平案を朝廷に打診したが、宗盛が拒否し、逆に8月、藤原秀衡を陸奥守に推挙して連携を打診した。</p>			

年次	戦乱名	勝者	敗者
1183・5	倶利伽羅峠の戦い	源義仲	平維盛
1183年3月に頼朝と和議をはかった義仲は、平維盛率いる平氏軍に対し、火牛 <small>かぎゅう</small> の計を用いて撃破したというのが虚構だろう。			
・6	篠原の戦い	源義仲	平維盛
斎藤実盛が討死した。同年7月、宗盛は、一門で都落ちした。			
1184・1	宇治川の戦い	源範頼・源義経	源義仲
義仲は、後白河上皇を監禁し、征東大將軍となり迎撃したが、討死。義仲を追討したことで頼朝は朝廷から正式に源氏棟梁と認知された。			
1184・2	一の谷の戦い	源義経・源範頼	平宗盛
平氏軍は、一の谷 <small>いくたのもり</small> から生田森までの約10 km間に強固な陣地を敷設して京都奪還の機会をうかがっていた。当時朝廷では、和平と追討で意見が分かれていたが、後白河上皇が強硬な平氏追討派であり、神器を持つ安徳が都に戻れば自ら即位させた後鳥羽天皇の皇位が否定されるからで、平宗盛に対し、源氏との和睦を仲介しているという書状を送って油断させた。7日の合流を期して4日に京から丹波路 <small>たんぱじ</small> を西進した源義経隊と山陽道を西進した源範頼隊が東西両木戸口 <small>きどぐち</small> へ攻撃を開始、特に一の谷では、義経が鴨越 <small>ひよどりごえ</small> の逆落 <small>さかお</small> とし（現在の鴨越の所在地から須磨海岸まで6.5 kmある）と呼ばれた奇襲攻撃をしたことで、熊谷直実 <small>くまがいなおさね</small> に討たれた平敦盛 <small>あつもり</small> ほか、多数の一門を喪失、宗盛は屋島へ、知盛は長門へ逃れた。			
1185・2	屋島の戦い	源義経	平宗盛
源範頼率いる長門方面軍は、平知盛の逆襲を受け苦戦した。一方、源義経は、かねてから頼朝より屋島攻略を命じられており、『吾妻鏡』にあるような少兵による阿波上陸も『平家物語』にある梶原景時との逆櫓論争も（景時は範頼軍所属）虚構。宗盛は、知盛との合流を図った。			

年次	戦乱名	勝者	敗者
1185・3	壇の浦の戦い	源義経・源範頼	平宗盛
<p>3月24日正午頃に開戦、源氏船隊が攻勢に出ると同時に、平氏船隊の主力をなしていた阿波重能率いる船隊が平氏を裏切った段階で勝負がついた。平氏一門ほか安徳天皇も二位の尼と入水した。海没した三種の神器のうち、宝剣のみ引き上げることができなかった（後白河も安徳天皇の死と宝剣喪失を問題にしていない）。尚、三種の神器がないまま即位した後鳥羽上皇が1212年に宝剣を捜索させたが、発見できなかった。</p> <p>義経が壇の浦から凱旋した1185年4月、頼朝は、無断任官した御家人24名に対して口汚く罵り、東国帰還を禁じた。これまでは、従前の義経の無断任官が御家人に規則違反させたと判断した頼朝が厳正な態度で臨んだとされてきたが、義経が後白河法皇から検非違使左衛門少尉に任官された際、頼朝が激怒した形跡がなく、義経無断任官問題そのものがなかったと見られることから、御家人糾弾は、義経とは無関係であった。</p> <p>同月、梶原景時が自分の功績だけ主張する義経にこれ以上義経には従えないとする書状を頼朝に送り、頼朝は、田代信綱<small>たしろのぶつな</small>に東国御家人は、義経に従うなど命じている。頼朝は、義経の置かれた立場を危惧したのであろう。5月には平氏の降人宗盛父子を連行して来た義経の鎌倉入りを禁じている。しかし、まだ頼朝は、義経を排除しようとは考えていなかったことは、8月に義経の伊予守任官を朝廷に推挙していることで明らかである。伊予守であれば、自動的に検非違使が外れて遥任となるから、義経を鎌倉へ召喚させようとはかったと見られる。これに対して鎌倉へ戻る気がなかった義経が後白河院と謀り、受領職と矛盾する検非違使左衛門少尉を兼任して在京した。さらに頼朝は、10月24日に予定されていた父義朝を弔う鎌倉の勝長寿院の落慶法要に義経を招待したが、義経が拒否したため、ついに義経討伐を決意し、義経暗殺の刺客を放った。</p>			

年次	戦乱名	勝者	敗者
1189・4	衣川の戦い	藤原泰衡	源義経
<p>1185年10月17日、刺客を撃退した義経は、既に13日、頼朝を討つ意思を後白河院に伝えていた。11月6日、頼朝追討の院宣を得た義経は、西国を目指して大物浦から出航したが暴風に押し返されて失敗に終わった。これを見た後白河院は、7日、義経の伊予守検非違使左衛門少尉職を解任、25日には、頼朝に義経・行家追討の院宣を出した。その後義経は、吉野山中で静御前と別れ、畿内の有力寺社に匿われながら、1187年2月、平泉に逃れた。頼朝の奥州への野心を見抜いていた秀衡が義経を匿い、10月の死に際しては、家督の泰衡と泰衡の庶兄国衡に義経を大將軍としてその下知に従うように遺言した。しかし、頼朝と頼朝から依頼された後白河院の圧力に抗しきれなくなった泰衡が義経主従を襲撃して義経を自刃させた。</p>			
・7	奥州合戦	源頼朝	藤原泰衡
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>■奥州合戦鎌倉軍進路</p> </div> <div style="flex: 2;"> <p>大庭景能^{かげよし}の建議があったものの、源頼朝は、泰衡追討宣旨発給にこだわり、奏請したが、容認されなかった。頼朝は、奥州合戦を約130年前の前九年合戦の復原戦争と位置付け、様々な演出を凝らした。手始めに源頼義が用いた軍旗を復元して用いた。また、1189年9月6日、陣岡^{じんがおか}に藤原泰衡の首が届けられた際、安倍貞任の時と同様に、八寸の鉄釘で打ち付け、貞任の首を懸けた者の後裔^{こうえい}に懸けさせた。さらに貞任を討った北方の厨川柵まで進軍して滞在し、貞任を討った同日付の9月17日を迎えた。頼朝は、奥州合戦に全国から動員した膨大な数の武士に源頼義と自身を重ね、源頼義以来、武士は皆源氏譜代の家人であるとの神話を強く意識させることで、頼朝を頂点とする御家人制の確立を図った。</p> </div> </div>			

[宮都史]

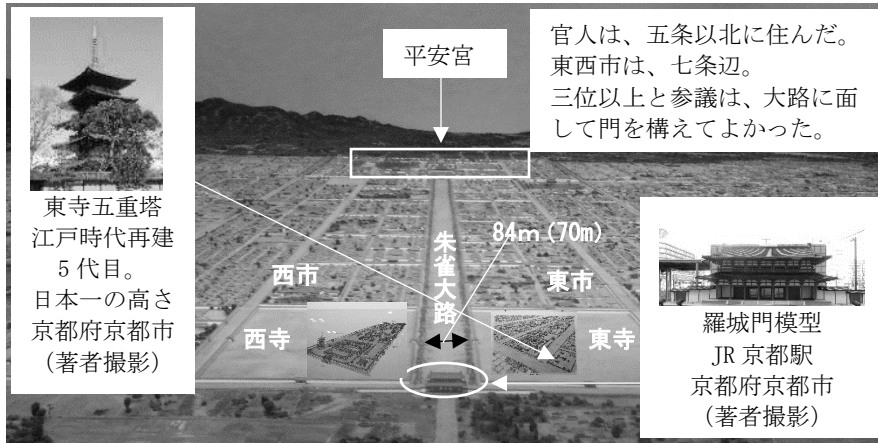
1 長岡京



長岡京模型図 平城京と違い、内裏と朝堂院が分離、平安京にも採用された。
向日市歴史資料館 京都府京都市（著者撮影）

桓武天皇が平城京から長岡京へ遷都した理由が不明なのは、『日本後紀』の当該時期の巻が残っていないからである。仏教界の政治関与を嫌ったからだとか、難波津の^{がいこう}外港としての機能が喪失したためなどと指摘されるが、山背国^{おとくに}乙訓郡の地が選ばれたのは、別の意図があったと見られている。すなわち、『日本紀略』に載せる藤原百川のクーデターが史実だとすれば、皇位の正統性の難点をコンプレックスに感じていた桓武は、天武血統が色濃い平城京を離れる必要があったと考えられる。ではなぜ長岡京なのか。桓武は、百済系渡来人の後裔^{やまのおとつぐ}和乙継の娘高野新笠を意識していた。その百済系渡来人の宗家的地位^{そうけ}にあった^{くだらのこにきしうじ}百济王氏の本拠地であった^{かたのぐん}交野郡が長岡京に南接していた。天皇は遷都の翌年、交野郡において中国で行われていた新しい王朝が始まるという儀式の^{こうしさいてん}郊祀祭天の儀を主催したのは、天智の皇統こそ正統だと広く意識させる意図があったと考えられる。

2 平安京



平安京模型図加工 西寺は、現存しない。官寺であった東寺は、空海へ下賜された。京都駅は、八条大路に横たわる。 京都創生館 京都府京都市 (著者撮影)

高校教科書には、長岡京遷都から僅か十年で平安京へ遷都した理由の一つとして造長岡宮使藤原種継暗殺事件の首謀者と断定されて憤死した早良親王怨霊説を載せるが、憤死後も造営が続行されているから主因ではないだろう。それよりも水陸の便がよかった長岡京が逆に洪水に見舞われやすかったのが一番の理由だと見られる。

平安京遷都を機に、平城京の背後の地の意味の山背国を山河が自然の城をなす意味の山城国と改称された。造都と蝦夷征討の二大事業は、桓武自身の皇位継承の正統性の希薄さを補うための王権強化策の一環であった。

10世紀になると、平安京の西半分の右京は廃れ、左京の北部に貴族や民衆の家が混在するようになった。

3 福原京

平清盛による福原遷都について、そもそも別の場所を選定するために仮の御所を摂津国大輪田泊おおわだのとまりに近接した福原に置いたに過ぎない。しかし、遷都先候補が次々と廃案となる中、富士川の戦いの後、平安京へ遷都された。

外交史

[日中朝外交史]

①日本と中国（唐→宋）との関係

結局、9世紀に送られた遣唐使は、2回で、この時入唐した空海や円仁は、密教経典を持ち帰った。

回数 天皇	年次	遣唐使 航路	できごと
14 桓武	出 804 帰 806	かどの 藤原葛野麻呂 空海・最澄 南路	遣唐使滞在中に唐皇帝徳宗が崩御。遣隋使・遣唐使滞在中に唐皇帝の死去に居合わせた最初で最後。唐と吐蕃 <small>とばん</small> の緊張状態を報告した。
15 嵯峨	出 838 帰 839	つねつぐ 藤原常嗣 たかむら 小野 篁 円仁	藤原常嗣が性能のよかった小野篁が乗船する予定であった第二船を取り上げたことで篁が怒って乗船を拒否したので、嵯峨天皇は、篁を隠岐へ配流。

894年、遣唐大使に任じられた菅原道真が在唐日本人僧中瓊ちゅうかんからの情報に基づき、唐朝の衰退と遣唐使の安全を理由に、宇多天皇に遣唐使派遣を止めるように奏上した結果、派遣が延期となり、その間の907年に唐が滅亡した。唐が滅亡した後、五代十国ごだいじっごくの諸王朝が興亡した。そのうちの呉越国ごえつから日本に商人が来航し、江南の文化を伝えた。

10世紀に宋が中国を統一すると、10世紀末の裔然ちようねんに続き、11世紀半ばの成尋じょうじんら複数の巡礼僧じゆんれいが入宋した際、正式な使者に準じる厚遇を受けた。しかし、宋の海商がもたらす唐物の量が唐代を上回っていたため、日本は、宋と正式な国交を結ばなかった。

平安後期から鎌倉前期にかけて、博多を拠点に貿易に従事した宋の海商を博多綱首ごうしゆと呼んだ。

1019年、契丹に追い詰められた女真人が壹岐・対馬・筑前に来襲したがこれを刀伊の入寇という。これを撃退したのが大宰権帥にいた藤原隆家で、当時九州でも武士団の形成が進展しつつあったことを示す。

12世紀末、宋が女真人の建てた金に圧迫されて南宋となった。南宋との交易で財を成したのが肥前国神崎荘あずかりどころ 預所職であった平忠盛である。忠盛の子清盛は、摂津の大輪田泊を修築して日宋貿易を発展させた。日宋貿易では、日本から硫黄・金・水銀・木材・米・刀剣などを輸出し、宋から宋銭のほか陶磁器・香料・薬品・書籍などを輸入した。

②日本と新羅→高麗との関係

8世紀末に新羅からの使節の来日は、途絶したが、9世紀前半に在唐新羅人の張保皐が唐・新羅・日本の三国間貿易で活躍した。その新羅は、935年に高麗に滅ぼされた。日本と高麗と正式な国交を結ばなかった。

③日本と渤海→遼との関係

926年に渤海が遼（契丹族の国）に滅ぼされた。

[辺境史]

①北方史



774年の蝦夷による桃生城への攻撃に端を発した三十八年戦争は、780年、俘囚の長伊治咎麻呂が多賀城を焼き払う事態にまで発展した。

帰順した蝦夷を俘囚として戸籍には編入しても課役は徴収せず、化外の民（蛮夷）として差別したのは、日本が依然として新羅を蕃国として扱うだけの帝国の資格（蝦夷という蛮夷を朝貢させている）を持つことを内外に誇示したかったから

である。

桓武天皇は、^{きのこさみ}紀古佐美を^{せいとう}征東大使として胆沢地方の蝦夷を制圧しようとしたが、789年に蝦夷の族長阿弋流為の前に大敗を喫した。802年、征夷大將軍となった坂上田村麻呂が胆沢城を築城して鎮守府を移し、阿弋流為を服属させた。その翌年にはさらに北に志波城を築城した。桓武天皇は、徳政論争の結果、征討事業を一時停止させた。その後812年に^{ぶんやのわたまろ}文室綿麻呂が嵯峨天皇に陸奥国の鎮兵ならびに軍団兵士の削減を奏上したことをもって、三十八年戦争の終結宣言となった。文室綿麻呂は、水害で廃城となった志波城の代替として最後の城柵となった^{とくだん}徳丹城を築城した。日本海側でも蝦夷の服属が進み、米代川流域まで律令国家の支配がおよぶこととなった。尚、後に形骸化した鎮守府將軍位は、名誉職として武士の棟梁に与えられた。

経済史

[土地制度税制史]

1 荘園公領制度

①8世紀・9世紀の公領の世界

公領とは、口分田で構成された田地を指し、国司が徴税する対象だったから国衙領ともいう。8世紀後半から9世紀に入り、重税負担から逃れるため、貧窮農民は、浮浪・逃亡に加えて男子を女子と偽って登録する偽籍が目立つようになった。一方、有力農民（富農層）も故意に浮浪人となり、浮浪先で付近の農民に私出挙を行って返済できなければ口分田を没収する手口で手広く私領経営を行う富豪の輩と呼ばれた富農層に転化する者が現れた。当時浮浪人問題が律令政府にとって死活問題であったのは、庸調の税収が減少したからで、736年に聖武天皇は、浮浪人を一つの身分として公認し、公民を対象とした計帳とは別の浮浪人を対象とした浮浪人帳を作成し、庸調を徴収するように改めている。彼らが私有地を経営できたのは、私出挙のほかに墾田永年私財法に乗じた結果である。

富豪の輩に転化したのは、富農層だけではなく、やはり墾田永年私財法を機に、墾田を集積し始めた郡司職にあった地方豪族も同じであった。この時点で職制上墾田を所有できなかった国司と部下の郡司との関係は、微妙になる。墾田がたとえそれが私出挙のカタに分捕った口分田であっても新しく開墾したものであっても輪租田だから国司は、徴税の対象に出来たが、郡司の方は、自力で集積した墾田からできるだけ徴税を逃れようとする。よって812年に国司の裁量で新たに富農層から擬任郡司を選任できるようになった。しかし、擬任郡司であっても綱領として運脚を引率する任務の負担は免れず、そもそも規定に満たない欠損分が出た場合や都に運ぶ途中で群盗などに奪われた際には自弁しなければならなかったもので、せつかく得た擬任郡司職を放棄するか、院宮王臣家の家人になるかを選択した。

「院宮王臣家の家人になる」とはどういう意味か。桓武・嵯峨天皇は、多

くの子を設けたが、臣籍降下した王臣家子孫の中には、常時官職に就けない者も少なくなく、彼らは、地方に生活基盤を求めた。淳和・仁明朝で開発地周辺の富豪の輩を使役して盛んに勅旨田ちよくしでんの開発が行われた結果、疲弊した富豪の輩は、私領を院宮王臣家に寄進して自ら王臣家の家人になり、国司の徴税を忌避した。

律令政府は、もはや人頭税をあてにした徴税が難しくなっていることを自覚しており、財源確保のため、付近の富農層を労働力として832年に大宰府管内くえいでんに公営田、879年に畿内かいでんに官田、皇室に献上される勅旨田ちよくしでんなど、田地の直接経営に走った。

②10世紀・11世紀の公領の世界

10世紀に入る時点では、庸調を基本とする人頭税中心の律令的税制は、破綻の危機を迎えていた。そこで政府は、902年に班田励行法令を出すとともに、延喜の荘園整理令を發布し、収税の大口先と見られた富農層の疲弊を避けるために勅旨田の設置を禁止したほか、富農層が院宮王臣家に私領を寄進してその家人になって徴税を忌避することを禁じるとともに、一定の正税しょうぜい（決まった税額）納入を条件に国司に地方支配を一任する方向へ舵を切った。ここから国司の職掌がそれまでの地方行政官とは異なり、徴税官としての性格を強くしたことから、「尾張郡司百姓等解」で有名な藤原元命らの貪欲な国司が生まれた。

徴税官として現地に赴任する国司の最上席者を受領ずりょうという。何故国司の四等官最高位の「守」と言わずに、敢て「最上席者」という表現を使うのか。それは、常陸国ひたち・上総国かずさ・上野国こうずけの3カ国だけは、親王任国と呼ばれ、淳和朝以来、親王を守に充てる慣習が成立していたので、この三カ国については、臣下が就任できる国司の最高位が「介」となる。

受領は、公領みょうを名という課税単位に再編し、その上で郡司の流れをくむ地方豪族や富農層からなる田堵たしに耕作を請け負わせて（請作という）名の面積に応じて旧来の租・庸・調と公出挙の利稲を合せたものに該当する官物かんもつ

と旧来の雑徭に該当する臨時雑役を賦課する仕組みである負名（田堵の別名）体制に転換した。それぞれの名には、田堵の実名ではない仮名（例えば瑛太田）が付せられたので、名は名田とも呼ばれ、院政期になると、田堵は、名田の主という意味から名主と呼ばれるようになった。名主の下でさらに請作する農民を作人といい、作人は、加地子と称した小作料を名主に納めた。

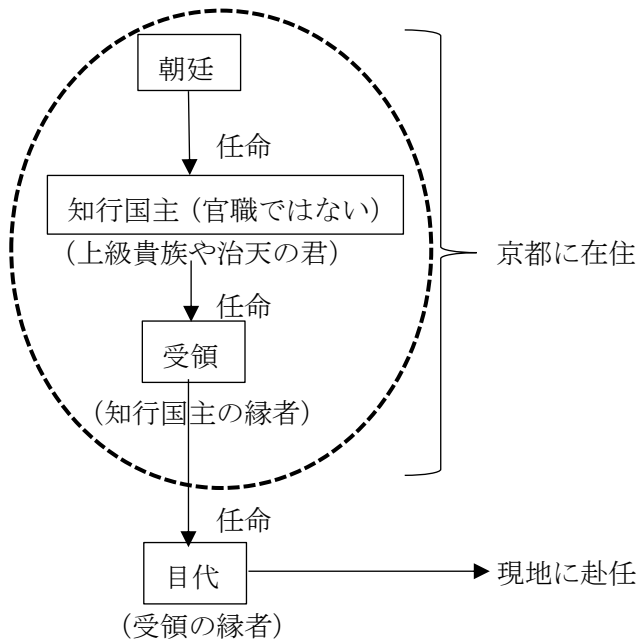
現地に赴任する受領が徴税だけを行うようになると、それまで実質的に徴税を担当していた郡司職の存在を無用とさせたから、10世紀を境に諸国の郡衙が消滅したほか、守・介・掾・目と四等官揃って現地に赴任する必要も失わせた結果、最上席者を除く国司（任用国司という）は任国に赴任せず、在京のまま給与を受け取るようになった。このように任国に赴任しない国司を遙任という。11世紀に院政が成立すると、受領が院近臣を構成したから、都に常駐することとなり、交替の時以外任国に赴かない遙任のたちをとったので、赴任地の国衙が受領不在の状況となった。このように受領不在の国衙を留守所といい、受領が国衙に派遣した代理人を目代という。目代が任国に赴任しても現地の事情は全くわからないため、目代は、現地の名主層からなる在庁官人に留守所の実務を担わせた。

10世紀を境に家格の固定化が進んだ。つまり藤原氏でも公卿に昇進できる家柄と受領で終わる家柄に分かれたから、特に後者は実入りの多い国（熟国）の受領の再任を望んだ（原則同じ国の国司を任期満了後もう一度続けて務めることはできなかった）結果、10世紀末頃から除目に関わる撰関家などの上級貴族の家政機関の職員である家司を務めたまま受領（家司受領）として赴任し、任国で蓄財に励み、お目当ての官職に任じてもらう成功の代償として、または熟国国司に再任してもらう重任の代償として上級貴族の私邸造営などを請け負った。例えば、藤原道長の邸宅であった土御門殿の再建の際には、建物ごとに費用を負担する受領が決められていたが、この制度を国宛という。また、同じく土御門殿の再建の際には、諸国の（家

司) 受領を務める間に蓄財した源頼光が調度品の一切を献じている。

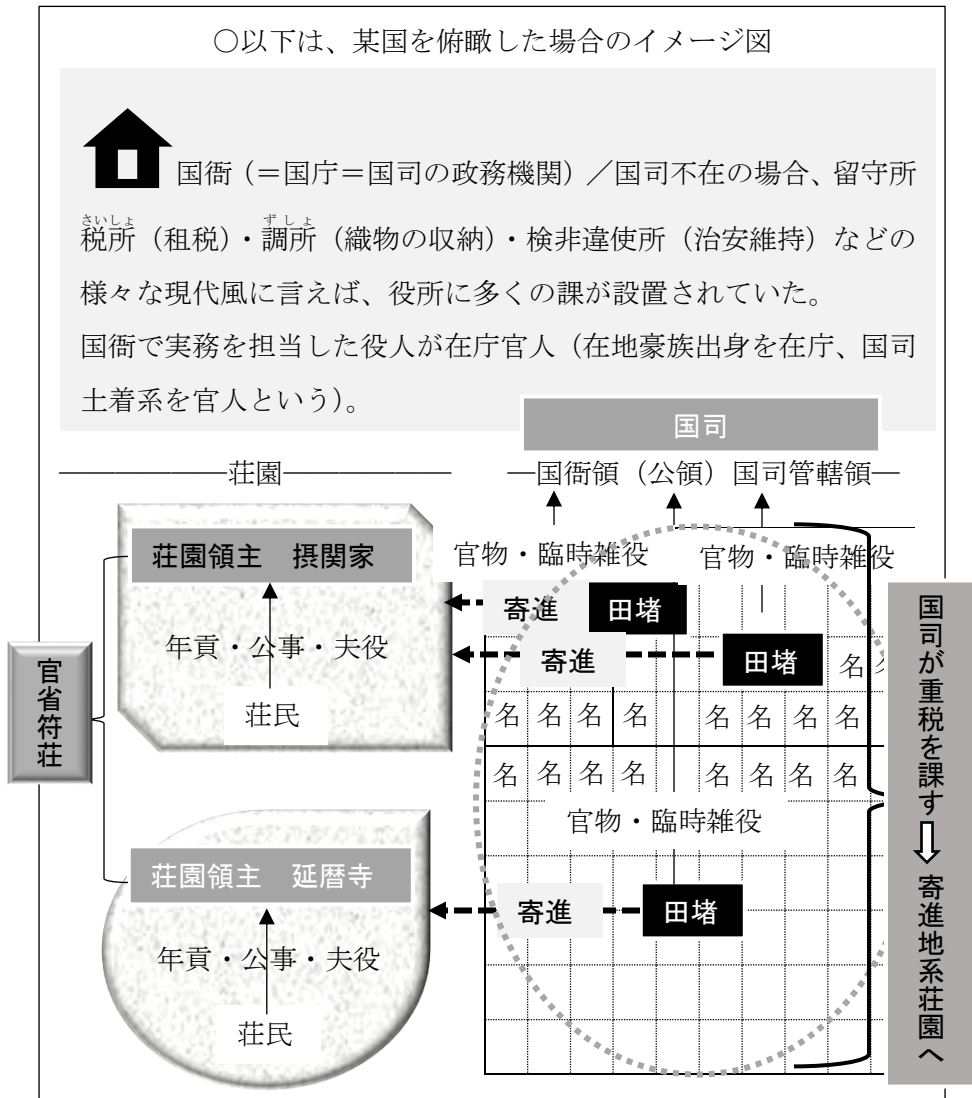
院政期には、貴族の中でも特に公卿に認められていた職封や位封などの律令的俸禄制が有名無実化していたので、その経済的収益を確保する意味で知行国制（上皇の知行国を院分国と^いった）が広まった。上級貴族が任命される知行国主^{こくしゅ}には、受領に与えられる俸給と得点が与えられる。知行国主は、知行国には赴任せず、縁者を受領に推薦する権利を有したが、院政期の受領は遙任であったので、結局現地には目代が赴いた。例えば、1180年の以仁王挙兵段階の伊豆国は、知行国主が三位公卿に列していた源頼政、受領がその子仲綱、目代がその子有綱という具合であった。

治承三年の政変の結果、平氏一門を知行国主とする知行国が一気に増加したが、その結果、平氏政権を後ろ楯にした目代の横暴に反感を持つ上総広常や千葉常胤などの東国の在庁官人も少なくなく、彼らが血脈的には坂東八平氏であっても、平氏政権に叛逆するために流人の源頼朝の下に馳せ参じた理由がここにあった。



■知行国制のしくみ

③10・11世紀の荘園の世界

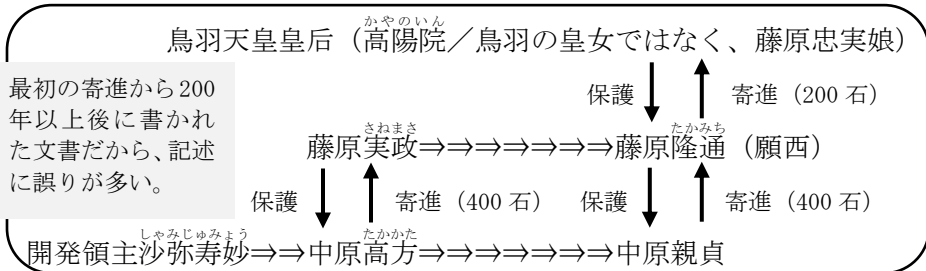


10世紀を境界とした国司制度の変質により郡司・郡衙機能が消滅したこと
 にともない、多くの初期荘園が衰退したのに代わり、^{けんもんせいか}権門勢家 (摂関家や
 大寺社) を領主とする ^{かんしょうぶじょう}官省府荘 が登場した。それらの中には初期荘園の系
 譜を継ぐもの含まれていたが、多くは、新たに資力を投下して成立した墾
 田で、付近の田堵に実施的経営を委任した。これらの荘園領主は、官物や

臨時雑役の免除（不輸）を受けるために、立契荘号と呼ばれた手続きを経て、太政官符や民部省符を得たが、不輸の権のほかに、国衙が派遣する検田使などの立ち入りを拒否できる不入の権も同時に手に入れる場合も多かった。

一方、10世紀後半には、徴税官としての性格を強めた受領の中に藤原元命のように不当に課税する者が登場した。これに対して11世紀に入り開発領主と呼ばれるようになった郡司の流れをくむ地方豪族や富農層からなる田堵の中には、受領を殺害した例もあったが、それでは根本的解決にはならず、付近の権門勢家の官省符荘を経営しているツテを利用して、その権門勢家の荘園に自らの名田を組み込んでもらって権門勢家の荘園の一部とし、保護を名目に米などを権門勢家に贈った。名田を権門勢家の荘園の一部に組み入れてもらうことを寄進という。

■肥後国鹿子木荘の寄進例



肥後国鹿子木荘の場合、開発領主沙弥寿妙の末流の中原高方の時、受領の圧迫を受けたため、従二位参議大宰大弼の藤原実政を領家と仰ぎ、寄進400石を行い保護下に入り、自らは荘官の名称の一つである預所（ほかに下司・公文の名称もあった）として荘園の経営を続けた。しかし、実政の末流藤原隆通は、正五位に過ぎず、寄進契約を破棄されることを恐れた隆通は、得分400石から200石を割いて高陽院を本家と仰いで二次寄進したと説明される。領家、本家のような保護者を本所と呼んだ。荘官が荘園領主に納めた税を年貢・公事・夫役という。

ところが実態は、高方が領家の実政卿に寄進した四百石は、もともと高方

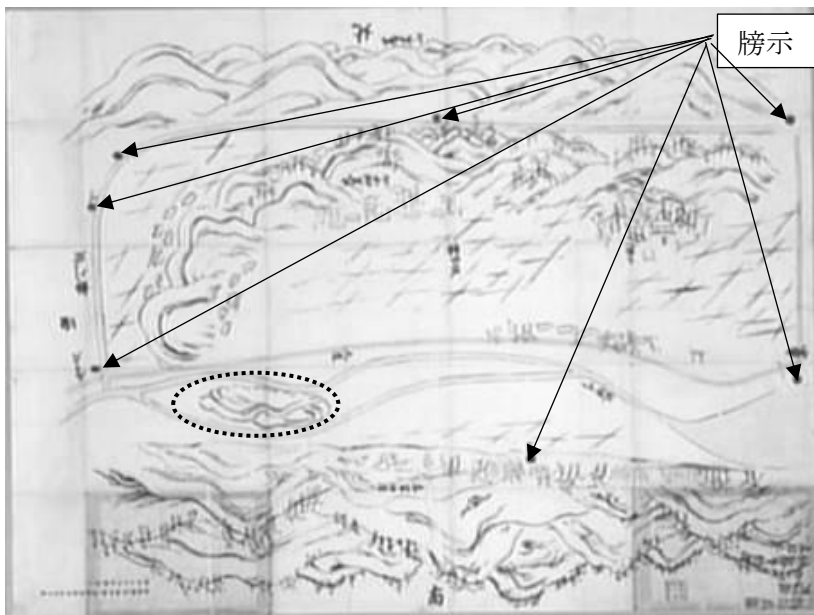
が受領に納税していた額と同額だったという。どういうことか。つまり、高方にすれば、四百石を受領に納税せずに毎年領家に寄進しておけば、4年任期で交替する新しい（家司）受領に四百石以上を要求されたとしてもそれ以上負担するリスクがなくなる。逆に実政にすれば、本来は（家司）受領が徴収した税が京都に運び込まれ、太政官から実政に俸禄として与えられる手間が省けることを意味した。もとは公領であったはずの名田が寄進により荘園化したものを、**寄進地系荘園**という。ところが、近年この用語は、使用されない傾向にある。寄進したから荘園となったのではなく、寄進された後に権門勢家が改めて立券荘号の手続きをして初めて荘園とみなされるからで、現在では、「免田寄人型荘園」の語が使用されるようになっている。免田寄人型荘園の登場により、受領は、官省府荘はもちろん寄進地系荘園からの徴税もままならなくなったので、立券荘号の手続きをしていない免田寄人型荘園をターゲットに徴税に励んだ。

一方で（家司）受領は、任国での蓄財をあてにして家司をつとめる撰関家からの成功や重任を目論んでいたもので、家司受領を続けることが彼らの貴族人生を全うする保障としては機能しなくなることを意味した。それでも4年の任期が切れた後、任国に土着する道を選択しない限り京へ戻り彼らが家司として仕える撰関家の庇護を受けねばならなかったもので、免田寄人型荘園から寄進を受ける立場にある撰関家の心象を少しでも良くしておこうとした。すなわち、国司の任期は、4年であったが、国に査定されるのは前任国司最終年と当任3年であったので、任期最終年の国司は、何をしようとも政府の査定を免れたから、3年間ガンガン徴税した立券荘号の手続きをしていない免田寄人型荘園から徴税することを止め、自らの一存で再び不輸租化した。こうして成立した荘園を**国免荘**（不輸租化していなかった寄進地系荘園のこと）という。

④延久の荘園整理令と荘園公領制

藤原氏を外戚としない後三条天皇が皇室の財政基盤強化を図る目的で出

した延久の荘園整理令は、**荘園を公領に戻す**という意味では大きな効果を発揮した。それまで出されていた荘園整理令のように、整理を**国司に一任**していた状態を改め、登用した**大江匡房**らに太政官に設けた**記録荘園券契所**にて**撰関家の荘園**も含めて厳しく審査させた。その結果、34か所の荘園を持っていた**石清水八幡宮**は、13か所が整理の対象となったほか、『愚管抄』には、藤原頼通が、「五十余年関白であった間に、**強縁**をもととして寄進されてきたものを、そうかといって受け取ってきた。文書がない（立券荘号の手続きふんでいない）から、全て公領に戻してもらってもよい」と居直って文書の提出を拒否したと載せる。延久の荘園整理令の結果、藤原氏一門は、3分の1の（寄進地系）荘園を失ったという。また、後三条天皇は、延久の荘園整理令発布とともに**枡**の大きさを一定にした（**宣旨枡**）。



紀伊国栲田荘の荘園絵図
和歌山市立博物館
和歌山県和歌山市（著者撮影）

南に榜示があることで、2つの川に囲まれた点線部分の中の田地も荘園領域であることを示している。

この枡は、太閤検地まで基準枡として使用された。

延久の荘園整理令を機に、厳しい審査を恐れた荘園領主が自らの荘園の領域を明確にするために荘園の東西南北の境界に四至勝示（目印）を行った結果、12世紀の鳥羽院政期には、荘園と公領の境界が明確になった（**荘園公領制**）。このように境界が明確になった荘園を領域型荘園という。荘園公領制の成立にともない、荘園公領を問わず朝廷が内裏造営費用を賄うために臨時税を土地に賦課する**一国平均役**の導入が始まり、その基礎台帳となる**大田文**が作成された（現存する大田文は、全て鎌倉時代以降）。

延久の荘園整理令を受け、受領は、公領を**郡・郷・保**の行政単位に再編し、開発領主を郡司・郷司・保司に任じて徴税を請け負わせ、留守所の実務を担う在庁官人を兼務させた。また、郡郷保制の成立に伴い、公領でも従来**の官物・臨時雑役の租税・労務の呼称名は、年貢・公事・夫役に変わった。**

延久の荘園整理令は、権門勢家が摂関家から院に移ったことを地方に意識させる契機となったので、結果的には、荘園の公領化が進まず、これまで摂関家に寄進されていたものが院に寄進される契機となり、鳥羽上皇が娘の八条院暲子に継承した**八条（女）院領**（220 か所）や後白河法皇が娘の宣陽門院に継承した**長講堂領**（90 か所）と呼ばれる大規模な院領荘園群が形成される契機となった。

〔貨幣金融史〕

1 **皇朝十二銭**

708年の元明天皇の代の和同開珎から村上天皇の代の**乾元大宝**までの律令国家が鑄造した十二種の貨幣を**皇朝十二銭**という。皇朝十二銭が途絶したのは、銅の国内生産が不調になっていたことに加え、大規模な戦争や建設事業が無くなり、発行益を得ることが出来なくなったからである。宋銭の流通までは、米・絹・麻が交換手段として使用された。

②宋銭

宋船は、帰路に日本から材木や硫黄を積載したが、バランスのためにバラストとして大量の銭を積んできたが、その宋銭が貨幣経済の進展を促した。日本は、貨幣の国産にかかる経費を嫌がり、中国銭の輸入につとめた。一方、宋にとっては、当時の日本と宋の銅銭一枚の比価の違い（日本では、銅銭一枚の価値が宋の約4倍あった）から、日本に銅銭を持ち込んでモノに代え、さらに自国で販売すると、莫大な利潤を期待できた。

[交通史]

一国に複数の荘園が成立すると、個々の荘園から荘園領主へ年貢を輸送するために、多くの倉敷くらしき（年貢積出港）が築かれた結果、倉敷と倉敷を結ぶ航路網が張り巡らされ、廻船が就航した。

文化史

I 弘仁・貞観文化

弘仁・貞観文化は、嵯峨天皇（上皇時代を含む）から清和天皇の代にかけての文化。文芸こそ国家隆盛の基とする文章経国思想（漢詩文の力で礼の秩序を維持して国家を繁栄に導く）が重視された結果、盛唐文化を吸収した天平文化を完全に消化した、唐文化に似せた唐風文化が創出された。嵯峨天皇は、学問・漢詩文に優れた小野篁などの文人官僚を登用し、宮廷の儀式を整え、平安宮の殿舎に唐風の名称をつけた。

[宗教史]

1 仏教



大日如来像

不動明王像

大日如来は、智拳印と呼ばれる手の形をとる。不動明王は、大日如来の化身とされる。つまり如来の優しい表情で衆生を導けない時に強面の不動明王が登場するという仕掛け。

和歌山県立博物館・大安寺
和歌山県和歌山市・奈良県奈良市
(著者撮影)

密教とは、6世紀～7世紀にインドで生まれた大乘仏教の最後の系譜にある教えで、顕教でいう経典と修行で悟りを開くのはなく、身体で仏教の真意を感じ取り、生きた身のまま最高の智と理を備えた大日如来と一体化して成仏する即身成仏を目指す。加持祈禱を行うことで現世利益を期待したから、出産祈願や怨敵調伏など当時の貴族層の支持を受けた。真言宗は、純

度100%密教であったのに対し、天台宗は、法華経を土台に、密教・禪・戒・念仏のブレンドであり、真言密教を東寺の密教という意味から東密、天台密教を台密という。

近江出身の最澄は、遣唐使に従い入唐、帰国して天台宗を開いた。最澄

は、東大寺中心の受戒制度に風穴を開けるべく独自の**大乘戒壇**の設立を目指したが、当然南都諸宗の反発を招いたので、『**顕戒論**』で**反駁**し、死後一週間後に設立が認められた。これを受け、最澄が開いていた**比叡山**の小堂が**延暦寺**の名を与えられた。

最澄は、空海に先立ち密教を伝えていたが、空海が会得していた**真言密教**を学ぶ必要性を感じ、812年に弟子の**泰範**と一緒に空海から**灌頂**を受けている（弟子になった）。しかし、最澄が空海に『**理趣釈経**』の**貸与**を申し出たことや泰範が空海の下から戻らなかったのも、両者間は、疎遠となった。また、最澄と法相宗僧徳一との間に悟りへの道筋を巡り、三**一権実論争**が展開された。

天台宗の密教化は、**円仁**（入唐し、密教を学んで帰国するまでの記録が『**入唐求法巡礼行記**』）と**円珍**によって深められ、**安然**により大成された。後に密教の解釈を巡り、双方の弟子が対立し、円珍派は、**比叡山**を下り、**麓**の**園城寺**（**三井寺**）を拠点とした。延暦寺天台宗を**山門派**、園城寺天台宗を**寺門派**と称した。円仁が**比叡山**に**常行三昧堂**（90日間本尊の阿弥陀如来の周りを、念仏を唱えながら歩く行を常行三昧という）を建てたことが契機となり、後の念仏の隆盛に繋がった。

讃岐出身の**空海**は、24歳の時に儒教・道教・仏教の中で仏教が最良と説いた『**三教指帰**』を著した。その後、遣唐使に従い入唐、長安で密教を学んで2年後に帰国、**高野山**に**金剛峯寺**を建立し、**真言宗**を開き、嵯峨天皇から与えられた平安京の**教王護国寺**（**東寺**）も**洛中**における密教の根本道場となった。最澄が天台（法華経）を最高の教えとし、密教を同等と見た（円密一致）のに対し、空海は、密教を法華経も含めた全ての顕教より優れていると見ていた。また、最澄が**南都**と**対立**したのは対照的に、真言宗僧を**東大寺**で**受戒**させただけでなく、東大寺に真言院を設けて南都仏教（顕教）の密教化を図った。

2 神道



氣比神宮扁額
福井県敦賀市
(著者撮影)

8世紀には、神々も人間と同じく仏法に帰依し、苦しみからの解放を願う存在だと考える神身離脱や神々が仏法を守るという護法善神思想が輸入され、仏と神が結びついた結果、氣比神社・伊勢神宮などの有力な神社の境内には、神宮寺が建立され、神前読経・書写奉納が行われたほか、東大寺の鎮守神として八幡神が宇佐から勧請されたように、特定の土地や寺院を守護す

る鎮守神の考え方が生まれた。

八幡神は、もと宇佐地方の神で鉾山・鍛冶の神でもあり、応神天皇と同一とされた。781年、朝廷から八幡神に「大菩薩号」を贈られたのを機に、平安時代に入ると、東寺や薬師寺では、本来不可視であった神を可視化させた僧形八幡神像が彫られた。薬師寺の鎮守社 休丘 八幡宮に安置される僧形八幡神像は、神功皇后像・仲津姫像とともに三神一具の像として知られる。神身離脱を求める神も仏法に帰依すれば、すぐに菩薩として崇拝されたから、神の菩薩化は、平安時代に神仏習合の風潮が進展していく要因の一つとなった。

典型的な神仏習合の風潮の一つとして、天台宗・真言宗が山岳伽藍を備えて山中を修行の場にする、在来の山岳信仰と結びついて修験道の源流が形成された。山岳修行者のことを山伏というが、山伏が修行する道場として奈良県吉野の大峰山や北陸の白山などが知られる。

[美術史]

1 建築史



室生寺金堂
ひわだぶき



室生寺五重塔

金堂は、創建当初檜皮葺であったが、現在は、柿葺。清水寺と同じ懸造が用いられている。崖に対応した構造から崖造ともいう。五重塔は、“弘法大師一夜造りの塔”の異名を持ち、高さが 16.1m と屋外の五重塔の中で最も低い。1998 年の台風では大きく破損し、大きなニュースとなった。

奈良県宇陀市（著者撮影）

密教寺院特有の山岳地形に合わせた自由な伽藍（山岳伽藍）で知られるのが“女人高野”（女人禁制の高野山に対し、室町時代頃より女性の参詣が許可）と呼ばれた室生寺で、室生寺金堂と室生寺五重塔は、弘仁・貞観期山岳寺院の数少ない遺構である。

2 彫像史

弘仁・貞観期の彫像の特色は、一本の木から彫り出す一木造と、股の部分がミルフィーユ状となった翻波式。また、密教的性格を持つ大日如来像、不動明王像、如意輪観音像が彫られた。

- 観心寺如意輪観音像
- 室生寺弥勒堂釈迦如来坐像

3 絵画史

<p>教王護国寺（東寺） 両界曼荼羅 神護寺 両界曼荼羅</p>	<p>両界の原理の下にあらゆる仏神を配列した宇宙の秩序を図示したものを曼荼羅<small>まんだら</small>という。智徳<small>ちとく</small>の世界＝金剛界と慈悲の世界＝胎藏界<small>たいざう</small>が両界。</p>
<p>園城寺 不動明王像</p>	<p>別名黄不動<small>きふどう</small>。</p>

〔芸能史〕

1 書道

嵯峨天皇・空海・橘逸勢の唐風能書家の三人が後に三筆さんびつと称された。空海が最澄に充てた書状を一巻にしたものが『風信帖』ふうしんじょう。

〔文芸史〕

1 漢詩

『凌雲集』りょううん・『文華秀麗集』ぶんかしゅうれい・『経国集』けいこくの3つの直線漢詩文集が編纂された。空海は、漢詩文作成に関する評論『文鏡秘府論』ぶんきょうひふろん、漢詩文集『性霊集』しやうりやうなどで優れた文才を示し、菅原道真も漢詩文集『菅家文草』かんげぶんそうを著した。

〔教育史〕

文章経国思想が重視された結果、有力貴族の子弟であっても漢学の素養が昇進の条件として求められた。そこで有力貴族が一族の子弟の教育のために寄宿舎きしゆくしゃにあたる大学別曹だいがくべつそうを設けた。大学別曹には、藤原氏の勸学院かんがくいん、和気氏の弘文院こうぶんいん、在原氏や皇族の奨学院しょうがくいん、橘氏の学館院がくかんいんなどがあつた。このほか、空海が京都に開設した綜芸種智院しゆげいしゆちいんは、庶民教育を目的にしたものであつた。大学では、中国の歴史や文学を学ぶ紀伝道きでんどう（高校教科書には、「文章道」とあるが、文章博士という呼称はあつても、文章道という呼称はない）や儒教を学ぶ明経道みやうきやうどうなどを学んだ。

II 国風文化

10世紀から11世紀にかけての摂関政治期の頃の文化を**国風文化**という。たしかに遣唐使が送られなくなったことで、新羅や中国の海商により、唐物の輸入量が増大した一方、唐の技術・学術を学ぶ人材の派遣が止んだため、唐文化の輸入が不可能になったことが国風文化の形成を後押ししたことは間違いないが、遣唐使の停止（実際は延期）そのものが国風文化成立の契機ではない。国風文化は、弘仁・貞観期の**唐風文化**を**吸収・消化**してそこに**在来文化**が融合して成立した。それでも『倭名類聚わみょうるいじゅう抄しょう』の書名や“本朝”の冠名が着いた著作が多数生まれたことに見られるような、国風の発露と同時に、海商がもたらす唐物への**憧憬どうけい**の二面性を有していた。

[生活史]



復元「六条院」寝殿造模型・右上は復元牛車
源氏物語ミュージアム 京都府宇治市（著者撮影）

紫式部像
京都博物館
京都府京都市
（著者撮影）



復元十二単

復元宮中行事

風俗博物館 京都府京都市（著者撮影）

[生活史]

衣	<p>貴族の正装が束帯で、束帯の略式を衣冠という。一方、女官の正装を女房装束（十二単）といったが、これらは、唐風の衣服を基にして日本風にアレンジしたもの。また、男性の通常服を直衣・狩衣といい、女性の通常服は、小袿に袴を着けた。庶民男性や武士の実用服が水干。</p>
食	<p>食事は一日 2 回、獣肉は食さず、米を蒸した強飯に干物や蒸鮑などの魚介類に調理した野菜が付いた。油は使用せず、調味料は塩・醬・酢などを用いた。二食間には、間食もとった。</p>
住	<p>つい先頃までは、貴族の住居である寝殿造といえ、寝殿（正殿）を中心として、釣殿・泉殿を廊や透渡殿で接続し、寝殿の南には、池を掘り、築山を設ける左右対称の豪勢な建築だと考えられてきたが、江戸時代の故実家の想像に過ぎないことが判明した。寝殿造では、板張りの床の上に畳や円座を置いて座るように作られ、外壁をほとんど設けず、内部も大部屋式で、屏風や几帳、衝立などの移動可能な建具で間仕切りをした。</p>
生活習慣	<p>貴族子弟の成人式は、男女ともに、10 歳から 15 歳で行われ、男性は、元服、女性は、裳着と呼んだ。男性の場合、有力者が烏帽子親として冠または烏帽子を頭に被せて新しい名を付けた。</p> <p>貴族社会では、男性が妻の両親宅に同居するか、新居を構えて住むのが一般的であった。</p> <p>貴族の多くは左京に住んだ。895 年に五位以上の王族・貴族の行動範囲が東は、逢坂、西は、摂津、北は、大江山、南は、山崎と限定されたこともあり、大和国の長谷寺などに参詣する以外は、京を離れて旅行することは稀であった。このほか、平安貴族の遊びには、囲碁・双六・貝合わせなどがあった。</p>

[宗教史]

1 仏教

平安中期には、律令制の解体や政変、疫病の流行など社会不安が高まっていた。そこに**末法思想**の流布が相まって**中国**から伝わった、**阿弥陀仏**を信仰して（西方）極楽浄土への往生を願う**浄土教**が流行したほかに、弥勒菩薩のいる兜率天への往生を願う弥勒信仰も盛んになった。

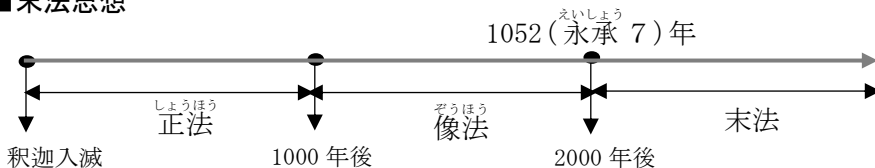
末法思想とは、教・行・証が備わった**正法**から証（悟り）が欠落した**像法**を挟んで、行（修行）も欠落した**末法**へ時代が移るという考え方を指す。藤原道長は、臨終に際し、**法成寺**にあった**無量寿院**の九体の阿弥陀仏（『観無量寿経』に説く**九品往生** = **上品上生** ~ **下品下生**の9段階）と自らの指を糸で繋いで没した。尚、九体揃う“**九体寺**”は、京都府の浄瑠璃寺しか現存しない。一方、天台・真言密教は、出産祈願や怨敵調伏など、祈禱を通じて現世利益を求める貴族と強く結びつき、**圧倒的な勢力**を誇った。



安倍晴明像
晴明神社
京都府京都市
(著者撮影)

また、中国から伝来した**陰陽五行説**に由来する**陰陽道**の影響を受け、一定期間建物の中で謹慎する物忌や、行くべき方角に悪神がいる場合、前夜に吉方に一泊してから向かう**方違**が行われたが、このようなケガレの観念は、仏教にとりこまれていった。**陰陽師**として活躍した人物に**安倍晴明**がいる。

■ 末法思想



くうや 空也	938年、京都で民衆に念仏の功德を説き、 ^{いちのひじり} 市聖・阿弥陀聖と呼ばれた。道路整備・架橋など社会事業を實踐した。
げんしん 源信	別名恵心僧都。『 ^{えしんそうず おうじょうようしゅう} 往生要集』を著し、極楽往生のための観相念仏の意義(心で阿弥陀の姿を思いながら往生を念ずる点が易行である法然の ^{しょうみやう} 称名念仏と違う)を説く。
よししげのやすたね 慶滋保胤	往生を遂げたとされる人々の伝記を集めたものを ^{おうじょうでん} 往生伝といい、その代表作が慶滋保胤が著した『 ^{にほんおうじょうごくらくき} 日本往生極楽記』。

また、法華経などの経典を写して^{きやうづつ}経筒に納めて埋納した^{きやうづか}経塚も各地に営まれたが、特に藤原道長が埋納した吉野の^{きんぶせん}金峯山経塚が有名。

2 神道

9世紀半ば以降、朝廷では、毎年同じ時期に行われる^{おおはらえ かものまつり}大祓、賀茂祭のような神事、^{かんぶつ}灌仏のような仏事、^{たなばた すまい}七夕、相撲のような^{ゆうきやう}遊興、叙位・除目などの政務に関するものを含む^{ねんじゅうぎやうじ}年中行事が整備されていた。

撰関期には、さらに神仏習合が進展した。^{よしだかずひこ}吉田一彦氏によれば、11世紀前半頃、「神は、^{かり}仏が権(仮)に形を変えて現世に現れた」と考える^{ほんち}本地垂迹説が成立し、後には天照大神を大日如来の化身と考えるなど、一人の神ごとに特定の仏をその本地に定めるようになった。尚、本地垂迹説は、既に中国^{りくちやう}六朝時代に見られ、日本独自の考え方ではない。また、この時期には、天変地異や疫病の流行を^{えきしん ひごう}疫神や非業の死を遂げた者の^{おんりやう}怨霊の^{しわざ}仕業と畏れ、これを慰めて^{ごりやう}御霊とすることで祟りを免れようとする信仰である^{ごりやう}御霊信仰が広まり、怨霊を鎮めるための祭祀である^{ごりやうえ}御霊会が盛んに催された。菅原道真を祀る御霊会が北野神社(北野天満宮)で、今日の^{ぎおん}祇園祭に繋がる^{ごずてんのう}牛頭天王を祀る御霊会が^{ぎおんじや}祇園社(現在の^{やさか}八坂神社)で行われた。このほか、有力な神社では、^{ふせつしやうかい}仏教の不殺生戒に基づく^{ほうじやうえ}放生会が行なわれた。

[美術史]

1 建築史



平等院鳳凰堂



法界寺阿弥陀堂 醍醐寺五重塔 石山寺本堂
 京都府宇治市・伏見区・京都市・滋賀県大津市（著者撮影）

浄土教の流行を背景に、阿弥陀仏を本尊とする阿弥陀堂が建築された。

平等院鳳凰堂	藤原頼通建立の阿弥陀堂。末法初年の 1052 年に建立。
法界寺阿弥陀堂	日野資業の建立の阿弥陀堂。

2 彫像史

当代きつての仏師 **定朝** は、多くの部材を集めて製作する **寄木造** の手法を完成させ、藤原道長の三女で後一条天皇の中宮 藤原威子の無事の出産を祈願するために仏師集団を率いて 2 か月で 27 体の彫像を納めたとの記録がある。

○平等院鳳凰堂阿弥陀如来像

唯一定朝の作品としての確証がある。

○清凉寺釈迦如来像

986年に宋から帰国した奄然が唐で模刻させた。

3 絵画史

屏風などの建物内部の仕切りには、中国の故事や風景を描いた唐絵とともに後の日本画の源流となる大和絵が描かれた。このほか、浄土教の流行とともに、大和絵の手法を用いて阿弥陀仏が浄土から迎えに来る様子を示した来迎図も盛んに描かれた。

高野山阿弥陀 聖衆 来迎図

もともとは比叡山にあったとされる。

4 工芸史

屋内の調度品には、日本独自に発達を遂げた蒔絵や奄美大島などでとれる夜光貝などを薄くすり減らして器物にはめ込む螺鈿の手法が用いられた。

[芸能史]

1 書道

和様能書家の小野道風・藤原佐理・藤原行成の三人を三跡という。

[文芸史]

国風文化の象徴がかな文字の創出である。かな文字には、万葉仮名の草書体を簡略化した平がなと漢字の一部をとった片かながあった。平がなは、女文字とも呼ばれ、和歌の復権や女流文学隆盛の契機となった。

1 和歌

書名	編著者	内容
古今和歌集	紀貫之ら	最初の勅撰和歌集。古今調と呼ばれた繊細で技巧的な歌風は、長く和歌の模範とされた。

2 儀式書

書名	編著者	内容
さいきゆうき 西宮記	源高明	10 世紀の年中行事の内容とその由来を知るための史料。
ほくざんしやう 北山抄	藤原公任 <small>きんとう</small>	小野宮流・九条流の両方の要素を取り入れた内容となっている。

5 物語・随筆・日記

撰関期は、年中行事が国家の重要な儀式となり、議政官を意味する上卿しょうけいは、先例に沿って儀式を司る能力が求められた。藤原顕光は、固関こげんの儀式において、作法を何度も誤り、小野宮流の藤原実資あきみつにこき下ろされている。撰関期は、後に九条流くじやうと小野宮流と呼ばれた2つ流派の儀式作法の形成時期で、10世紀以降、家格が固定される中で、上卿として主催できる年中行事に差異があった。よって、貴族は、家毎に伝わる儀式作法や物品の出納を備忘録びぼうろくとして残し、子孫に伝えるために日記を残した。

書名	編著者	内容
源氏物語	むらさきしきぶ 紫式部	ひかる 光源氏の愛の遍歴。紫式部は、中国文学を深く理解していた。
まくらのそうし 枕草子	せいしょうなごん 清少納言	随筆。清少納言は、中国文学を深く理解していた。
とさ 土佐日記	紀貫之	最初の平がなによる日記。
しょうゆうき 小右記	きねすけ 藤原実資	この世をば…の歌を載せる。
みどう 御堂関白記	藤原道長	ぐちゅうれき 具注暦の余白に記載。世界最古の日記としてユネスコの世界記憶遺産に登録されている。

Ⅲ 院政期の文化

聖ひじりや上人しょうにんと呼ばれた寺院に所属しない民間布教者の活動により、浄土教ほか京の文化が地方へ波及するとともに、今いま様に代表される新たに勃興してきた武士や庶民が担い手となった地方文化を逆に皇族や貴族が積極的に取り入れるようになった。このほか、軍記物語ぐんきや歴史物語が生まれた。

〔宗教史〕

1 仏教

上皇や貴族が浄土に見立てた熊野三山に参詣する熊野詣くまのもうでや高野山金剛峰寺に参詣する高野詣こうやもうでが盛んに行われた。

〔美術史〕

1 建築史

浄土信仰が地方に波及した結果、地方の有力者が阿弥陀堂を建立する動きが見られたほか、白河天皇の法勝寺ほっしょうじや堀河天皇の尊勝寺そんしょうじなど、「勝」の字が付いた6寺の六勝寺ろくしょうが建立された。



富貴寺大堂

京都創生館 法勝寺伽藍模型

高さ 82m の法勝寺九重塔は、現在の東寺五重塔の 1.5 倍の高さ。
大分県豊後高田市・京都府京都市（著者撮影）

中尊寺金色堂 <small>こんじきどう</small>	藤原清衡が平泉に建立した阿弥陀堂。
富貴寺大堂 <small>ふきじおおどう</small>	九州最古の阿弥陀堂。
白米阿弥陀堂 <small>しらみず</small>	陸奥の豪族岩城則道の妻（藤原秀衡の妹）が建立した阿弥陀堂。
毛越寺の浄土庭園 <small>もうつじ</small>	浄土庭園の代表格

2 彫像史

脇侍が正座し来迎形式をとることで知られる三千院阿彌陀三尊像のほか、大分県臼杵市や豊後高田市には、磨崖仏と呼ばれる岩肌に彫られた石仏がある。

このほか、1164年、後白河法皇の信任を得た平清盛が蓮華王院を造営した。その本堂である三十三間堂には、1001体の千手観音像が祀られている。



熊野磨崖仏
大分県
豊後高田市
(著者撮影)

3 絵画史

大和絵の手法を用い、絵と詞書を交互に書いて場面を展開する絵巻物が作られた。



複製信貴山縁起絵巻尼公の巻
京都市右京区・奈良県生駒郡 (著者撮影)



和歌山県立歴史博物館 複製鳥獣戯画
日本漫画史の嚆矢とも言われる。
和歌山県和歌山市 (著者撮影)

<p>伴大納言絵巻</p>	<p>ときわみつなが 常盤光長作の絵。応天門の変を描く。下書きをせず、異なる時間軸を同一の場面に描く異時同図法を用いた。</p>
<p>信貴山縁起絵巻</p>	<p>創建時の東大寺大仏殿が描かれた唯一の史料（尼公の巻）。信貴山中興の祖命蓮が神通力で鉢を飛ばす場面（飛倉の巻＝山水長者の巻）が有名。</p>
<p>鳥獣戯画</p>	<p>とばそうじょうかくゆう 鳥羽僧正覚猷の作との伝承がある。高山寺蔵。</p>

源氏物語絵巻	屋根や天井を描かず、上から見下ろす視点で描く吹抜屋台 <small>ふきぬげやたい</small> と呼ばれる技法や、引目鉤鼻 <small>ひきめかぎばな</small> と呼ばれる人物の顔の表現が用いられている。
後三年合戦絵巻	長く南北朝時代の作品とされてきたが、野中哲照氏 <small>のなかにてつしょう</small> により、院政期の作品であることが証明された。
年中行事絵巻	後白河上皇の命で制作された。江戸時代に模写されたものが今に伝わっている。

このほか絵巻物ではないが、**厳島神社**いつくしまに奉納された「**平家納経**のうきょう」や京都の民衆を描いた「**扇面古写経**せんめんこしやきょう」が伝わる。

【芸能史】

平安末期当時の**流行歌謡**の**今様**いまようや祭礼神事芸能の**田楽**でんがくは、**猿楽**さるがくとともに庶民だけでなく、貴族にも流行した。このほか、神事の**神楽**かぐらなどを編曲したものが**催馬楽**さいばらや和漢の名句を吟じる**朗詠**ろうぎも流行した。後白河上皇が今様などの雑芸を集めたものが『**梁塵秘抄**りょうじんひしやう』。

【文芸史】

1 史書		
書名	編著者	内容
大鏡 <small>おおかがみ</small>	—	藤原道長の繁栄を批判的に描く。
今鏡 <small>いまかがみ</small>	—	『大鏡』に続く 四鏡 <small>よきやう</small> の1つ。
2 軍記物語		
書名	編著者	内容
将門記 <small>しょうもんき</small>	—	平将門の乱を漢文で記す。原本はなく、題名も江戸時代についた。
陸奥話記 <small>むつわき</small>	—	前九年合戦を記す。日本的漢文体。

3 説話集

書名	編著者	内容
今昔物語集 <small>こんじふく</small>	源隆国？	1000 余りの説話を本朝（日本）・天竺 （インド）震旦（中国）の 3 つに分 類。

☆☆徳政論争

(延暦二十四年十二月七日) 勅有りて、参議右衛士督従四位下藤原朝臣緒嗣と参議左大弁正四位下菅野朝臣真道とをして、天下の徳政(注1)を相論ぜしむ。時に緒嗣議して云はく、「方今、天下の苦しむ所は軍事と造作(注2)と也。此の両事を停めば、百姓安んぜん」。真道異議を確執(注3)し、肯へて聴かず。帝(注4)、緒嗣の議を善しとして、即ち停廢に従ふ。有識(注5)これを聞き、感嘆せざるなし (『日本後紀』)

(注1) 徳政：善政を行うこと

(注2) 軍事と造作：軍事とは蝦夷との戦い、造作とは、平安京造営

(注3) 確執：自分の意見をいわない (注4) 帝：桓武天皇 (注5) 有識：学識者

☆摂政のはじめ

天安二年(注1) 戊寅、摂政 従一位 藤良房 五十五 十一月七日宣旨にて摂政と為す。

(貞観八年八月) 十九日辛卯、太政大臣(注2)に勅して天下の政(注3)を撰行(注3)せしむ。 (『日本三代実録』)

(注1) 天安二年：858年 (注2) 太政大臣：藤原良房 (注3) 撰行：代行

☆☆関白のはじめ

摂政太政大臣(注1)に万機(注2)を関り白さしむるの詔(注3)を賜ふ。詔すらく、「朕(注3)涼徳を以て茲に乾符を奉ず(注4)。(中略)太政大臣の保護扶持に非ざるよりは、何ぞ宝命を黄凶に恢め(注5)、旋璣を紫極に正す(注6)を得んや。嗚呼三代(注7)政(注8)を撰り、一心に忠を輸す。先帝 聖明、其の撰録を仰ぐ(注8)。朕の冲眇(注9)重ねて孤鶯(注10)を以てす。其の万機巨細、百官己に総べ(注11)、皆太政大臣に関り白し(注12)、然る後に奏下すること、一に旧事の如くせよ。主者(注12)施行せよ」と。仁和三年十一月廿一日 (『政治要略』)

(注1) 摂政太政大臣：藤原基経 (注2) 万機：多くの重要政務

(注3) 朕：宇多天皇 (注4) 乾符を奉ず：皇位に就く

(注5) 宝命を黄凶に恢め：天皇の命令を広め

(注6) 旋璣を紫極に正す：政治を正しく行う

(注7) 三代：清和・陽成・光孝。『日本三代実録』の三代と同じ

(注8) 其の撰録を仰ぐ：藤原基経の補佐を受けた

(注9) 冲眇：年が若いこと (注10) 孤榮：頼る者がいないこと

(注11) 万機巨細、百官己に総べ：すべての政務と官職を統括し

(注12) 太政大臣に関り白し：藤原基経を通した上で奏上し

☆☆勅書起草者の橘広相の非を認めた宇多天皇

朕の本意は、^{よろづのまつりごと} 万政 ^{あずかりもう} を ^{おもお} 関白 してその輔導を頼まんと ^{おもお} 欲すとしてなも、前の詔は下せる。しかるに旨を ^{うけたまわ} 奉りて勅答を作るの人 ^{ひろみ} 広相 (注1) が阿衡を引けるは、已に朕の本意に ^{そむ} 乖きたるなり。(中略) 太政大臣今より以後、衆務を ^{たす} 輔け行い、百官を ^す 統べ賜へ。奏すべき事、下すべき事、先の如く ^{はか} ^う 諮り稟けよ。 (『政事要略』)

(注1) 広相：橘広相

☆☆☆藤原威子立后

(^{かんじん} 寛仁二年十月) 十六日 ^{きのとみ} 乙巳、今日 ^{にようご} 女御 ^{いし} 藤原威子 ^{もつ} を以て皇后に立つるの日なり。^{さきのだじょう} 前太政大臣 (注1) の第三娘なり。一家に三后を立つるは未だ嘗て有らず。(中略) ^{たいこう} 太閤 (注2)、^{げかん} 下官 (注3) を招き呼びて云く、「和歌を読まんと欲す。必ず和すべし」てへり。答えて云く、「何 ^{いずくん} ぞ ^{たてまつ} 和し奉らざらんや (注4)」と。又云く、「誇りたる歌になむ有る。但し ^{しゆくこう} 宿構 (注5) にあらず」てへり。「此の世をば我が世とぞ思ふ ^{もちづき} 望月の欠けたる事も無しと思へば」。余申して云く、「御歌優美なり、^{しゅうとう} 酬答 ^{すべな} に方無し (注6) ^{ただ} 満座 ^{ただ} 只この歌を ^{じゆ} 誦すべし」と。

(^{まんじゆ} 万寿二年七月) 十一日 ^{かのとう} 辛卯 (中略) 去る九日 ^{にう} 丹生使 (注7) ^{くらうどけびいしひねなか} 蔵人檢非違使棟仲 (注8)、^{よしのぶ} 大納言能信 (注9) 卿の山城国の庄 ^{どうにん} 雑人 ^{こじねり} に小舎人の頭を打ち破らる (注10)。^{らんぎょう} 濫行極まりなし。仍って使 (注11) の官人を ^{つか} 遣わすと云々。天下の地、^{うんぬん} 悉く ^{ことごと} 一家 (注12) ^{いちのいえ} の領となり、公領は立錐の地も無きか。悲しむべきの世なり。 (『小右記』)

(注1) 前太政大臣：藤原道長 (注2) 太閤：前の撰関職で藤原道長

(注3) 下官：藤原実資

(注4) 「何ぞ和し奉らざらんや」：どうして返歌をしないことがありますか

(注5) 宿構：前から準備しておいたもの

(注6) 酬答に方無し: とても返歌はつくれないでしょう。賢人右府けんじんうふと称された実資は、
唐の時代の詩人元稹げんしんが作った詩に感動した白樂天が応答できず
に元稹の詩を吟詠したとの故事にちなむ形をとって、故意に返
歌しなかった

(注7) 丹生使にう: 雨ごいのため、吉野の丹生神社に派遣される使

(注8) 棟仲: 平棟仲

(注9) 能信: 平能信

(注10) 雑人に小舎人の頭を打ち破らる: 能信の荘園の雑人が小舎人に暴行し、頭を
負傷した

(注11) 使: 検非違使

(注12) 一家: 摂関家

☆☆☆院政の開始

第七十二代、第三十九世白河院、(中略) 壬子年即位、甲寅ニ改元。いにしへ古ノアトヲオコ
サレテ野ノ行幸ナンドモアリ。又白河ニ法勝寺ヲ立、九重ノ塔婆とうぼナドモ昔ノ御願寺ノ
寺々ニモコエ、タメシナキホドゾツクリトノエサセ給ケル。(中略) 造作ノタメニ諸
国ノ重任ナンド云コトオホクナリテ、受領ずりようノ功課モタダシカラズ。封戸・荘園アマタヨ
セヲカレテ、マコト二国ノ費ついでトコソ成待なりはべりニシカ。

白河院、(中略) 天下ヲ治給あめのした おさめたまふコト十四年。太子ニユヅリテ尊号(注1)アリ。世ノ
まつりごと 政ヲハジメテ院中ニテシラセ給いんちゆう たまふ。後ニ出家セサセ給テモ猶ソノマニテ御一期(注
2)ハスゴサセマシマシキ。オリキ(注3)ニテ世ヲシラセ給コト昔ハナカリシナリ。

(中略) 此御代このみよニハ院ニテ政ヲキカセ給ヘバ、執柄しつぺい(注4)ハタダ職ニソナハリタルバ
カリニナリヌ。サレドコレヨリ又フルキスガタハ一変スルニヤ侍ケム。執柄世ヲオコ
ナワレシカド、宣旨せんじ・官符かんぷニテコソ天下ノ事ハ施行セラレシニ、此御時ヨリ院宣・
ちようおんくだしぐみ 序御下文(注5)ヲオモクセラリシニヨリテ在位ノ君又位きみ ぐらいニソナハリ給ヘルバカリ
ナリ。世ノ末ニナレルスガタナルベキニヤ。
じんのうしやうとうき
(『神皇正統記』)

(注1) 太子ニユヅリテ尊号アリ: 善仁親王、後の堀河天皇に譲位して上皇となった

(注2) 御一期: 一生

(注3) オリキ: 譲位した天皇、すなわち上皇のこと

(注4) 執柄: 摂関職

(注5) 序御下文: 院序下文

☆院政の弊害

(大治四年七月七日) 同五年七日後三條院崩御、天下の政を乗ること五十七年(注1)、(中略)意に任せて法に拘わらず除目叙位を行ひ給ふ。古今未だ有らず。(中略) 或は四海に満ち天下帰服す。幼主三代(注2)の政を乗り、齋王(注3)六人の親となること、桓武より依頼絶へて例なし。(中略)但し理非決断、賞罰分明、愛悪ヲ掲焉にし(注4)、貧富顕然なり。男女の殊籠多きに依り、已に天下の品秩(注5)を破るなり。

(大治四年七月十八日) 法皇御時始めて出来せる事。受領の功、万石万足進上する事。十余歳の人、受領に成る事。卅余国、定任(注6)の事。我が身より始めて子三四人に至り、同時に受領に成る事。神社仏寺の封家の納、諸国の吏(注7)全く弁済すべからざる事。天下の過差(注8)日を遂って倍増し、金銀錦繡下女の装束と成る事。御出家の後、御受戒なき事。(『中右記』)

(注1) 五十七年：在位14年と讓位してから43年という計算

(注2) 幼主三代：堀河・鳥羽・崇徳の三代

(注3) 齋王：伊勢神宮や賀茂神社に奉仕する未婚の皇女

(注4) 愛悪ヲ掲焉にし：物事の好き嫌いがはっきりしていて

(注5) 品秩：位階と俸禄

(注6) 定任：国司が任期が切れても交代せず留任すること

(注7) 諸国の吏：国司 (注8) 過差：ぜいたく

☆☆☆僧兵の横暴(1)

白河の院は、賀茂川の水、双六の賽、山法師(注1)、是れぞ朕が心に随はぬ者と、常に仰せの有りけるとぞ申し伝へたる。(『源平盛衰記』)

(注1) 山法師：延暦寺の僧兵

廿六日、興福寺大衆(注1)春日神民を率ひ、勸学院(注2)に集会す。鋒神木を捧げ、身に境鈴を随ふ。(中略)是れ近江守為家朝臣、神民を陵躒する(注3)事を訴え申す也。卅日吉祇園神人、延暦寺大衆、神輿を先とし、陽明門に参じ、季仲卿并に檢非違使範政、八幡別当(注4)光清等の罪科遅々(注5)たる由を訴え申す。

(『百鍊抄』)

(注 1) 大衆：僧兵は、戦国時代の用語で、平安・鎌倉時代は、大衆：悪僧といった。

(注 2) 勸学院：藤原氏の大学別曹

(注 3) 陵躑する：あなどり蔑む

(注 4) 別当：大寺社の寺務・社務の統括する職 (注 5) 罪科遅々たる：処罰が遅い

☆☆☆僧兵の横暴 (2) 2022 日本史B 追試

一 応に兵仗(注1)を持って僧房に出入りし山上を往来せる者を尋ね捕らえて、公家(注2)に邁らすべき事。右、兵器はこれに俗武士の持つところにして、経巻はこれに出家行人の翫ぶところ(注3)なり。(中略)しかるに聞くならく、ある僧等、党を結びて群を成し、恩を忘れて怨に報い、懷中に刀劍を挿し著して、恣に僧房に出入りし、身上に弓箭を帯持して、猥に戒地(注4)を往還す。(中略)暴悪の身に遍きこと、なお酔象(注5)に同じ。(「廬山寺文書」)

(注 1) 兵仗：兵器・武器

(注 2) 公家：朝廷

(注 3) 経巻は…ところなり：仏教の経典は、出家修行者が取り扱うものである

(注 4) 戒地：戒律を守るべき聖域。延暦寺を指す

(注 5) 酔象：酒に酔った象。悪事のたとえ

☆☆☆平氏一門の栄華

六波羅殿(注1)の御一家の君達といひてしかば、花族(注2)も榮耀(注3)も面をむかへ肩をならぶる人なし。されば入道相国(注4)のこじうと、平大納言時忠卿のたまひけるは、「此一門にあらざらむ人は皆人非人なるべし」とぞのたまひける。かゝりしかば、いかなる人も相構て其ゆかりにむすばれむとぞしける。衣文のかきやう(注5)烏帽子のためやう(注6)よりはじめて、何事も六波羅様といひてければ、一天四海の人皆是を学ぶ。(中略)

吾身(注7)の榮花を極るのみならず、一門共に繁昌して、嫡子重盛、内大臣の左大将、次男宗盛、中納言の右大将、三男知盛、三位中将、嫡孫維盛、四位少将、惣じて一門公卿十六人、殿上人卅余人、諸国の受領、衛府、諸司、都合(注8)六十余人なり。世には又人なくぞみえられける。(中略)日本秋津島は纔に六十六箇国、平家知行の国卅余箇国、既に半国にこえたり、其外莊園田畠いくらといふ数を知らず。

(『平家物語』)

(注1) 六波羅殿：平清盛

(注2) 花族：華族。九清華家^{せいが}

(注3) 栄耀：英雄

(注4) 入道相国：平清盛

(注5) 衣文のかきやう：着物のきこなし方

(注6) 烏帽子のためやう：折烏帽子の折り方

(注7) 吾身：平清盛

(注8) 都合：合計

☆☆☆『玉葉』に見る平清盛の逝去

准三宮^{にゆうどうさきのだいじょうだいじん} 入道前太政大臣^{せいけい} 清盛法名静海は累葉の武士の家に生まれ、勇名^{ゆうめい}、世を被^{おお}う。平治の乱逆以後、天下の権、偏にかの私門に在り。長女(注1)は始めて妻后に備わり、続いて国母となる。次女兩人は執政の家の室(注2)となる。長嫡重盛、次男宗盛、或いは丞相^{じょうしょう}(注3)に昇り、在いは將軍を帯び、次の二子息は昇進心のままにす。(『玉葉』)

(注1) 長女：平徳子

(注2) 次女兩人…室：盛子が近衛基実の正室に、完子を基実の子基通の正室とした

(注3) 丞相：左右大臣をそれぞれ左丞相・右丞相と唐風に呼んだ

☆☆☆寿永二年十月宣旨

(寿永二年 閏十月十三日) そもそも、「東海^{とうざん}・東山^{さんとう}・北陸三道の庄園^{こくりょう} 国領(注1) もとの如く領知すべきの由(注2)、^{せんげ}宣下せらるべき」の旨、頼朝申し請う。よって宣旨を下さるるの^{ところ} 処、北陸道ばかり(注3)、^{よしなか}義仲を恐るるにより、その宣旨を成されず。頼朝これを聞かば、定めて^{うつつ}鬱を結ぶ^か歎(注4)。(『玉葉』)

(注1) 国領：国衙領

(注2) もとの如く領知すべきの由：本所領家や知行主が支配するように

(注3) ばかり：だけ

(注4) 鬱を結ぶ歎：不満に思う

☆☆格式の編纂

蓋し聞く、律は懲^{ちやうしゆく}肅^{もつ}を以て宗と為し、令は勸^{むね}誠^なを以て本と為す。格は則ち時を量りて制を立て、式は則ち^{すなわ}闕^{けつ}を^{おきな}補^{この}いて^{ひろ}遺れるを拾ふ。(中略) ^{おもえら}以為^は是^{まつりごと}れ政に従すの本たり。格式は乃ち職を守るの^{かなめ}要^いたり。方今、律令^{しきり}頻^{かんしゆう}に^ふ刊^ふ脩^ふを経る(注1)と雖も、格式は未だ^{へんしゆう}編^い纂^{えど}を加へず(注2)。之れ政道を^{かんが}稽^なふるに^{おか}尚^か闕^かく所有り。

(中略) 爰に綸言(注3)を降し、尋ねて修撰せしむ。(『類聚三代格』)

(注1) 刊脩を経る：改定が加えられた

(注2) 編輯を加へず：まとめられていない (注3) 綸言：天皇の命令

☆☆健児の制

以前、右大臣(注1)の宣を被むるに侷く、勅を奉るに今諸国の兵士、辺要の地(注2)を除くの外、皆停廢に従へ。其れ兵庫(注3)、鈴藏(注4)及び国府(注5)等の類、宜しく健児を差し、以て守衛に充つべし。宜しく郡司の子弟を簡び差し、番を作りて守らしむ。(『類聚三代格』)

(注1) 右大臣：藤原継繩 (注2) 辺要の地：辺境の地

(注3) 兵庫：兵器を収納する倉庫 (注4) 鈴藏：駅鈴を収納する倉庫

(注5) 国府：国司の勤務する役所

☆☆武士の棟梁

(寛治五年)六月十二日、宣旨を五畿七道に給ひ、前陸奥守義家、随兵の入京(注1)并に諸国の百姓、田島公験(注2)を以て、好みて義家朝臣に寄する事を停止す。

(『百鍊抄』)

(仁平三年)正月十五日乙巳、刑部卿忠盛朝臣卒す(中略)数国の吏を経て、富は巨万を累ね、奴僕は国に満ち、武威は人に軼ぐ。然れども、人となり恭儉にして、未だ嘗て奢侈の行有らず。時人これを惜しむ。(『宇槐記抄』)

(注1) 随兵の入京：源義家の入京が禁止されている理由は、当時義家が惣領の地位をめぐって弟の源義綱と争い、京都で衝突する危険性があったから

(注2) 公験：土地の所有権を示す文書

☆☆後世が抱く平将門のイメージ

下総国にありし平将門は、これ東国のあしき人也といえども、先世に功德をつくりしむくいにて天王(注1)となれり。天台座主尊意は、あしき法を行て、将門をころせり。この罪によりて、日ごとにももたびたかいます。(『僧妙達蘇生注記』)

(注1) 天王・天皇

☆☆☆平将門の乱（1）

それ聞かく、かの将門は、天国押撥御宇柏原天皇（注1）五代の苗裔（注2）、三世高望王の孫なり。その父は陸奥鎮守府將軍平朝臣良持なり。（中略）部内の干戈（注3）を集めて。堺外の兵類を発して、天慶二年十一月廿一日をもて、常陸国に渉る。（中略）時に武蔵権守興世王、窃に将門に議りて云はく「今案内を検せしむるに（注4）、一国を討ちたりといへども、公の責め軽からじ。同じくは坂東を虜掠（注5）して、暫く気色（注6）を聞かむ」てへり。将門報答して云はく「将門が念ふところも皆これのみ。（中略）苟くも将門、刹帝（注7）の苗裔、三世の末葉なり。同じくは八国（注8）より始めて、兼ねて王城を虜領せむと欲ふ。いますべからく先ず諸国の印鑑（注9）を奪ひ、一向に受領の限りを官堵に追い上げてむ（注10）。然れば則ち且つは「掌」に八国を入れ、且つは腰に万民を付けむ（注11）」てへり。（中略）ここに自ら製して諡号を奏す。将門を名けて新皇と曰ふ。（『将門記』）

（注1）天国押撥御宇柏原天皇：桓武天皇 （注2）苗裔：子孫

（注3）干戈：兵 （注4）案内を検せしむるに：状況を考えるに

（注5）虜掠：侵略 （注6）気色：様子 （注7）刹帝：天皇家

（注8）八国：坂東八カ国 （注9）印鑑：国衙の印と倉の鍵

（注10）受領の限り官堵を追い上げてむ：国司を京都に追い返すこと

（注11）腰に万民を付けむ：民衆を支配しよう

☆☆平将門の乱（2）

時に新皇、勅して云わく、「（中略）将門、いやしくも兵の名を坂東に揚げ、合戦を花夷に振るう。今の世の人、必ず撃ち勝てるをもって君となす。たとい我が朝にあらずとも、みな人の国にあり（注1）。去る延長年中の大赦契王（注2）のごときは、正月一日をもって渤海国を討ち取りて、東丹国に改めて領掌せるなり。いかんぞ力をもって虜領せざらんや。（中略）およそ八国を領せん程に、一朝の軍攻め来らば、足柄・碓氷二関を固めて、まさに坂東をふせがん（後略）」（『将門記』）

（注1）たとい…人の国にあり：我が国だけのことではない。外国でも同じ人間の国のことだから、その通りだ

(注2) 大赦契王：契丹国王耶律阿保機

☆☆藤原純友の乱

(承平六年六月) 南海の賊徒の首藤原純友、党を結びて伊予国日振島に屯聚(注1)し、千余艘を設け、官物・私財を抄劫(注2)す。爰に紀淑人を以て伊予守に任じ、追捕の事を兼ね行はしむ。賊徒その寛仁(注3)なるを聞き、二千五百余人過を悔ひて刑に就く。(『日本紀略』)

(天慶二年十二月二日) 今日、伊予国解状を進む。前伊予掾純友去んぬる承平六年、海賊追捕すべきの由、宣旨を蒙る。而るに近来相驚く事有り。随兵等を率い、巨海に出でんと欲す。部内(注4)の騒ぎ、人民の驚き、紀淑人朝臣制止を加うると雖も承引せず。早く純友を召上げ、国郡の騒ぎを鎮めよと云々。

(『本朝世紀』)

(注1) 屯聚：集合

(注2) 抄劫：略奪

(注3) 寛仁：寛大

(注4) 部内：その地域

*承平六年、藤原純友は、朝廷から海賊追捕を命じられており、彼自身が海賊の首領ではない。よって、『日本紀略』の南海の賊徒の首藤原純友や党を結びて…は潤色。

☆押領使・追捕使の任命

従五位下下総守藤原朝臣有行誠に惶れ、誠に恐み謹んで言す。

特に天恩を蒙り、先例に因准し(注1)、押領使を兼ね行ひ、並びに随兵卅人を給せられんことを請ふの状。右謹みて案内を検ずるに、当国隣国の司等、押領使を帯び、並びに随兵を給はりて、公事を勤行すること、その例尤も多し。近きは則ち前司(注2)従五位下菅原朝臣名明、天慶九年八月六日の符に依りて、押領使を兼ね、並びに随兵卅人を給はる。凡そ坂東諸国の不善の輩(注3)、所部に横行し、道路の間、物を取り、人を害す。かくの如き物恣日夜絶えず。(中略)若し凶党の輩有らば、且は以て追捕し、且は以て言上せん。有行誠に惶れ、誠に恐み謹んで言す。(『朝野群載』)

(注1) 因准し：ならって

(注2) 前司：前任国司

(注3) 不善の輩：悪事をはたらく者

☆☆前九年の役(1)

ろっか つかさ あべのよりよし ただよし とも
六箇郡の司（注1）安倍頼良（注2）といふ者ありき。これ同忠良が子なり。父祖俱に
かかん おさ いけんはなはだ したが
果敢にして自ら曾長を称し、威権甚しくして、村落をして皆服へしめ、六郡に横行し
て、庶士を囚俘にし、驕暴滋蔓（注3）にして、漸く衣川の外に出づ。賦貢を輸さ
ず（注4）、徭役を勤むることなかりき。代々己を恣にし、蔑にすといへども、上
せい あた はかりごと えら
制すること能はず。（中略）ここに朝廷議ありて追討將軍を扶びぬ。衆議の帰りしと
ころは、ひとり源朝臣頼義にあり。頼義は河内守頼信の子なり。性沈毅（注5）にし
て武略に多り、最も将帥の器なり。 （『陸奥話紀』）

（注1）司：郡司

（注2）安倍頼良：源頼義と同じ読みゆえ、安倍頼時に改名

（注3）驕暴滋蔓：おごり高ぶること （注4）賦貢を輸さず：納税しない

（注5）沈毅：沈着にして剛毅

☆☆☆前九年の役（2）

任終わるの年府務を行わんがため鎮守府に入りぬ。数十日経廻の間、頼時首を傾けて
給仕し、駿馬・金宝の類、悉く幕下に献じ、兼ねて士卒に給す。而るに国府に帰るの道、
阿久利河の辺に、夜、人ありて、窃に窺い来たりて、「権守藤原説貞の子光貞・元貞
等野宿して人馬を殺傷せらる」と。將軍（注1）、光貞を召して嫌疑の人を問う。答えて
曰く、「頼時の長男貞任、先年、光貞の妹を嫂らんと欲すれど、其の家族を賤めて之
を許さず。貞任深く恥とす。これを権るに貞任の為す所ならん。この外に他の仇なし」
と。ここに將軍怒りて（注2）、貞任を召して罪せんと欲す。 （『陸奥話記』）

（注1）將軍：陸奥守兼鎮守府將軍源頼義。但し鎮守府將軍兼任は遅れてなった

（注2）怒りて：爰ニ守、此レ光貞ヲ射ルニハ非ズ。我ヲ射ル也（『今昔物語』）とある

☆☆☆鳥羽院の裏切り

サテ上々ノ御中アシキコトハ、崇徳院ノ位ニオハシマシケルニ、鳥羽院ハ長実中納言ガ
ムスメヲコトニ取愛ニヲボシメシテ、（中略）ソノ御子ノヨシニシテ外祖ノ儀ニテヨク
ヨクサタシマイラセヨト仰ラレケレバ（注1）、コトニ心ニイレテ誠ノ外祖ノホシサニ
サタシマイラセラレケルニ、ソノ定ニテ讓位候ベシト申サレケレバ、崇徳院ハサ候ベシ
トテ榮治元年十月ニ御讓位アリケル、保延五年、八月ニ東宮ニハタセ給ニケリ。ソノ

せんみょう
宣命（注2）ニ皇太子トゾアランズラント思召ケルヲ、皇太弟トカトセラレケルトキ、
コハイカニト崇徳院ノ御意趣ニコモリケリ。 （『愚管抄』）

（注1） ソノ御子ノ…仰ラレケレバ：鳥羽院と美福門院得子との間に出来た躰仁親王
を崇徳天皇の子として譲位するようにと鳥羽院が言ったので

（注2）：宣命：天皇の命令を伝える文書

☆☆☆保元の乱

ついでち
去月朔以後、院宣（注1）により、しもつけのかみよしとも なら よしやす（注3）等、陣
頭に参宿す。（中略）此の外源氏平氏の輩、皆悉く随兵を率いて鳥羽殿に祇候す。
けだしこ
蓋是れ法皇（注4）の崩後、上皇（注5）、左府（注6）、同心して軍を発し、国家を
傾けて 奉らんと欲す、その儀風聞す。 かがた
旁用心せらるるなり。

上皇、しらかわどの（注7）において軍兵を整えらる。是れ日來の風聞、すで ろけん
已に露頭するところなり。（中略）前大夫尉源為義（注8）、前左衛門尉同頼賢（注9）、八郎同為知（注
10）、くろうかじゆ（注11）等を引率して初参す。頃年以來、故院の堪責により、おのおの
各 籠居す。いまこ
今此の時に当り、こんせつに召し出さるるなり。（中略）前馬助平忠正（注12）、散
位源頼憲（注13）、各軍兵を發す。ひとえ
偏に合戦の儀たり。（中略）禁中時に高松殿彼の
たかまつどの
蒞議により、同じく武士を集めらる。下野守義朝、右衛門尉義康、陣頭に候ず。此の
うえもののじょうよしやす
ほかあきのかみきよもりあそん ひょうごのかみよりまさ
外安芸守清盛朝臣、兵庫頭頼政（注14）（中略） ちよくじょう
勅定により参会す。（下略）

（『兵範記』）

（注1）院宣：鳥羽法皇の院宣

（注2）義朝：源義朝

（注3）義康：足利義康

（注4）法皇：鳥羽法皇

（注5）上皇：崇徳上皇

（注6）左府：左大臣藤原頼長

（注7）白川殿：白河殿

（注8）源為義：源義朝の父

（注9）頼賢：源為義の四男

（注10）為知：為朝。源為朝の八男。鎮西八郎と呼ばれた勇将

（注11）九郎冠者：源為義の九男為仲

（注12）平忠正：平清盛の叔父

（注13）源頼憲：摂津源氏の一派の多田源氏 （注14）頼政：源頼政。摂津源氏

☆☆以仁王の令旨

下す東海・東山・北陸三道諸国の源氏並びに群兵等の所、応に早く清盛法師 并に
従類の輩を追討すべき事。右、前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣す (『吾妻鑑』)

☆☆石橋山の戦い

(治承四年九月三日)(中略) 謀叛の賊義朝の子、年来配所の伊豆の国にあり。しか
るに近日凶悪を事とし、去んぬるころの新司の先使(注1)を凌礫(注2)し、(時
忠卿知行の国なり(注3))およそ伊豆、駿河両国を横領したるぬ。また為義の息
(注4)一兩年熊野の辺に来たり住む。しかるに去んぬる五月の乱逆(注5)のきざ
み、阪東方へ赴き了りて与力する。彼の義朝の子大略謀叛企てるか。宛も将門の如
しと云々。(『玉葉』)

(注1) 新司の先使：伊豆国新任国司平時兼の目代である山木兼隆

(注2) 凌礫：侮り踏みにじること (注3) 時忠卿知行の国：平時忠が知行国主

(注4) 為義の息：新宮にいた源行家。以仁の令旨を伊豆・木曾へ持ち込んだ

(注5) 五月の乱逆：以仁王の挙兵

☆☆源義経、判官(検非違使左衛門少尉)に任じられたことの頼朝への弁明

去んぬる六日、左衛門少尉に任じ、使(注1)の宣旨を蒙る。是れ所望の限に非ず
と雖も。度々の勲功、黙止せられ難きに依り、自然の朝恩たるの由、仰せ下さる
の間、固辞する能わず。(『吾妻鏡』)

(注1) 使：検非違使

☆☆頼朝、義経の無断任官に気色ばむ

この事、頗る武衛(注1)の御気色に違ふ。範頼・義信朝臣の受領の事(注2)は御意
より起り挙げ申さるるなり。この主(注3)の事は、内々に儀あり。左右なく聴されざ
るの処、遮て所望せしむる敷の由、御疑いあり。凡そ御意に背かるること、今度に限ら
ざる敷。(『吾妻鏡』)

(注1) 武衛：源頼朝

(注2) : 受領のこと：1184年6月、一の谷の戦いの功勞として源範頼が河内守へ、
平賀義信が武蔵守に任じられたこと

(注3) この主：源義経

☆☆腰越状

左衛門少尉源義経 恐れながら申し上げ候。意趣は、御代官のその一つに撰ばれ、勅宣の御使として朝敵を傾け、累代弓箭の芸を顕し(注1)、会稽の恥辱を雪ぐ。抽賞せらるべきのところ、思ひの外虎口の讒言(注2)によりて、莫大の勲功を黙止せられ、義経犯無くして咎を蒙る。功有り、誤り無しと雖も、御勘気を蒙るの間、空しく紅涙(注3)に沈む。つらつら事の意を案ずるに、良薬口に苦く、忠言耳に逆ふ先言なり。これに因りて讒者の実否を糺されずに(注4)、鎌倉中に入れられざるの間、其意を述ぶるにあたはず、いたずらに数日を送る。この時に当たり、永く恩顔を拝し奉らず、骨肉・同胞の儀、既に空しきに似たり。宿運(注5)の極むるところか。はたまた先世の業因をかんずるか。悲しきかな、この条、故亡父尊霊再誕し給はざれば、誰人か愚意の悲歎を申し披き、何の輩か哀憐を垂れんや。事新たな申条、述懐に似たりと雖も、義経身体髪膚を父母に受け、幾時節を経ずして、故頭殿(注6)の御他界の間、実無きの子と成り、母の懷中に抱かれ、大和国宇陀郡 竜門牧に赴きより以来、一日片時も安堵の思ひに任せず、甲斐なきの命ばかりを存すると雖も、京都の経廻、難治の間、諸国を流行せしめ、身を在々諸々に隠し、辺土・遠国を栖となして土民・百姓らに服仕せられる。(『吾妻鏡』)

(注1) 累代弓箭の芸を顕し：源氏代々の武門としての戦術を發揮し

(注2) 思ひの外虎口の讒言：虎口とは戦場での危険な場所の意だが、具体的には梶原景時の讒言を指す

(注3) 紅涙：血の涙

(注4) 讒者の実否を糺されずに：景時の言い分が正しいのか否か調査されずに

(注5) 宿意：前世から定まっている運命 (注6) 故頭殿：源義朝

☆☆平安遷都

(延暦十三年十月丁卯) 都を遷す。詔して曰はく云々。葛野の大宮地は、山川も麗しく、四方の国の百姓の参い出来る事も便にしてと云々。
(延暦十三年十一月丁丑) 詔して曰はく云々。山勢実前に合ふ(注1)と云々。
此の国山河襟帯して、自然に城を作す。斯の形勝に因り、新号を制すべし。宜しく山

しろうを改めやましろ山城国となすべし。又子来の民、謳歌の輩（注2）異口同辞にして、号して平安京と曰ふ。〔『日本紀略』〕

（注1）前聞に合うふ：言われている通り

（注2）子来の民、謳歌の輩：君主の徳を慕う民やほめたたえる人々

☆右京の荒廢

われ予（注1）二十余年以来、東西の二京（注2）を歴く見るに、西京は、人家漸く稀にして、殆（注3）に幽墟（注3）幾し。人は去ることを有りて来ること無く、屋は壊ること有りて造ること無し。其の移徙（注4）するに処無く、賤貧に憚ること無き者（注5）は是れ居り。（中略）東京四條以北、乾・良（注6）の二方は、人々貴賤と無く、多く群衆する所なり。高き家は門を比べ堂を連ね、少き屋は壁を隔て簷を接ぬ。東隣に火災有れば、西隣余炎を免れず（注7）。南宅に盜賊有れば、北宅流矢を避け難し。〔『池亭記』〕

（注1）予：慶滋保胤　（注2）東西の二京：東京＝左京、西京＝右京

（注3）幽墟：廢墟　（注4）移徙：移り住むこと

（注5）賤貧に憚ること無き者：貧しいことを気にしない者

（注6）乾・良：乾＝北西、良＝北東

（注7）東隣に火災有れば、西隣余炎を免れず：東隣が火事になれば、西隣が類焼する

☆☆福原遷都

また、治承四年水無月の比、にはかに都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。おおかた、この京のはじめを聞ける事は、嵯峨の天皇の御時（注1）、都と定まりにけるより後、すでに四百余歳を経たり。ことなるゆゑなくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを、世の人、安からず憂へあへる。實にことほりにも過ぎたり。されど、とかくいふかひなくて、帝（注2）より始め奉りて、大臣・公卿みな悉く移ろひ給ひぬ。〔『方丈記』〕

（注1）嵯峨天皇の御時：桓武天皇の誤りだが、鴨長明は菓子の変後、二所の朝廷状態が終息したことをもって平安京の時代と認識していた

（注2）帝：安徳天皇

☆☆☆遣唐使の延期

諸公卿しよくぎやうをして遣唐使けんとうしの進止しんしを議定ぎじやうせしめんと請うこの状

右、臣それがし某ちゆうかん（注1）謹んで、在唐の僧中ちゆうへい、去年三月、商客おうつ（注2）王訥等しんらふに附して
到る所の録記ろつきを案ずるに、大唐の凋弊ちやうへい之これに載すること具つぶさなり。（中略）臣等伏して旧
記いたを検ずるに、度々の使等たびたび、或は海を渡りて命めいに堪へざる者有り。或は賊ぞくに遭ひて遂つい
に身ほろを亡ぼす者あり。唯未だ唐に至りて難阻飢寒なんそきかん（注3）の悲有るをみざるも、中ちゆう權申
し報ずる所の如くごとんば、未然おの事、推して知るべし。

臣等伏して願ねがわくは、中ちゆう權録記の状もつを以て、遍あまねく公卿博士つまびらに下し、詳そかに其の可否
を定められん事を。国の大事にして独り身ひとの為ためのみにあらず。且かつは款誠かんせい（注4）を陳
べ伏して処分もうを請ふ。謹んで言す。

寛平六年九月十四日 大使参議勘解由次官

従四位下兼守左大弁行 式部権大輔春宮亮 菅原朝臣某

（『菅家文草』）

（注1）某：菅原道真

（注2）商客：商人

（注3）：難阻飢寒：飢えや寒さなど困難なこと（注4）款誠：まごころ

☆刀伊の入寇

大宰府解ださいふげ（注1）し申す官裁かんさい（注2）を請ふの事

言上ごんじやうす、刀伊の国の賊徒ぞくと或いは撃取りうちと、或いは逃却とうきやく（注3）するの状（中略）其の賊
徒の船は或は長さ十二尋ひろ（注4）、或いは八、九尋。一船の櫂かじ三四十ばかり許、乗る所五六十
人、二三十人。刃を耀かがやかせ奔騰ほんとう（注5）す。次いで弓矢を帯し、楯たいを負う者七八十人
許、相従あいしたがうこと此の如し。一二十隊、山を登り野わたを絶り、馬牛きりくらを斬食ひ、又犬肉きを屠
き、叟そう嫗おう兒童じどう（注6）悉ことごとく斬殺さる。男女おび怯える者、追取りて船に載せること四五百
人、又所々より穀米ちやうやぐんさいの類を運び取ることを知らずと云々。（『朝野群載』）

（注1）大宰府解：大宰府から送られてきた上申文書

（注2）官裁：太政官の裁定

（注3）逃却：逃亡

（注4）尋：長さの単位。約1.4m～1.8m

（注5）奔騰：かけのぼること

（注6）叟嫗兒童：老人と子供

☆蝦夷対策

(延暦十六年十一月五日) 従四位下坂上宿禰田村麿^{さかのうえのすくねたむらまろ}を征夷大將軍となす。

(延暦二十一年一月九日) 従三位坂上大宿禰田村麿をして、陸奥国胆沢城を造らしむ。

(『日本紀略』)

☆班田の困難

天長五年(注1)より今茲に至るまで(注2)惣じて卅六箇年、班田の事絶へて行はれず。其の間或ひは戸を挙げて^そ尽^{ある}く死し、或ひは半ば存し半ば亡ぶ。而るに^{ことごと}奸濫^{なか}の輩^{ほろ}。茲に^{しか}因り^{かんらん}無実^{ともがら}の戸空しく公帳に付き、口分田徒らに^{かんじん}奸人^{このごろ}に入る。頃年聞くならく、五畿内の百姓絶戸を^{かんいん}奸隠(注5)し私に其の田を領す。多きは五六百畑、少なきは八九十戸、各^{おのおの}地利を貪り、^{あらわしもう}顯申^{こうけ}す心なし。公家の^{ついで}費(注6)は職より此れに由る。(『類聚三代格』)

(注1) 天長五年：829年 (注2) 今茲に至るまで：875年に至るまで

(注3) 奸濫の輩：不正を行う者たち (注4) 籍帳：戸籍計帳

(注5) 奸隠：横領 (注6) 公家の費：国家の損失

☆三善清行の意見封事十二箇条(1)

臣(注1)、去る寛平五年に備中介に任ず。かの国の^{しもつみちのこおり}下道郡^{にまのさと}に遷摩郷あり。ここにかの国の^{ふどき}風土記^{こうぎよく}を見るに、皇極天皇(注2)の六年(注3)に、大唐の將軍蘇定方、新羅の軍を率ゐる百濟を伐つ。百濟使を遣して救ひを乞ふ。天皇筑紫に行幸して將に救兵を出さむとす。(中略) 従ひ行きて路に下道郡に宿す。一郷を見るに、^{いちごう}戸邑^{こゆう}甚だ盛^{はなは}なり。天皇^{みことのり}詔^{こころ}を下し、^こ試^めみに此の郷の軍士を徴す。即ち勝兵(注4)二万人を得たり。天皇大いに^{よろこ}悦^{むら}びて、この邑を名づけて^{にまごう}二万郷^{にまごう}と曰ふ。後に改めて遷磨郷と曰ふ。(中略) 而るに天平神護年中(注5)、右大臣吉備朝臣(注6)、大臣^{もつ}を以て本郷の大領(注7)を兼ね(注8)、^{こごう}試^{かぞう}みにこの郷の戸口を^{わすか}計^{かちよう}るに、^{じようがん}纔^{じようがん}に課丁千九百余人あり。貞観(注9)の初めに、^{こみんぶきよう}故民部卿藤原保則朝臣、かの国の^{すけ}介^{すけ}たりし時、(中略)大帳(注10)を計^{ついで}るの次に、その課丁^{けみ}を^{やすのり}関するに、七十余人ありしのみ。清行任に到りて又此の郷の戸口を^{ろうてい}関するに、^{せいてい}老丁二人、^き正丁四人・^さ中男三人ありしのみ。去る延喜十一年(注11)、かの国の^{きみとし}介^{きみとし}藤原公利任満ちて都に帰る。清行、遷磨郷の戸口^{いくぼく}当今幾何ぞと問ふに公利答

へて曰く、一人も有ることなしと。謹んで年紀を計るに皇極天皇六年庚申より、延喜十一年辛未に至るまで、纔に二百五十二年、衰弊の速かなること亦既に此の如し。

一郷を以てこれを推すに、天下の虚耗（注12）掌を指して知るべし。

一、諸国に勅して見口（注13）の数に随ひて口分田を授けむことを請ふの事（中略）

謹みて案内を検するに、公家（注14）の口分田を班つ所以は、調庸を収め正税を挙げむが為なり。而るに今は已にその田を斡して（注15）、終に其の貢を闕く。牧宰（注16）

空しく無用の田籍（注17）を懐き、豪富弥并兼ねたる地利を収む。唯公損の深さのみならず、亦吏治（注18）の妨げを成す。

延喜十四年四月廿八日 従四位上行式部大輔臣三善清行上る。 (『本朝文粹』)

(注1) 臣：三善清行

(注2) 皇極天皇：百濟再興軍を派遣しようとしているから、斉明天皇の誤り

(注3) 六年：661年

(注4) 勝兵：優れた兵

(注5) 天平神護中：765年頃

(注6) 吉備朝臣：吉備真備

(注7) 大領：郡司の長官

(注8) 本郷の大領を兼ね：右大臣が在地の旧豪族層が終身で任じられる郡司の長官

(大領)と兼職するはずがない。著者の思い違い。

(注9) 貞観：859年～877年

(注10) 大帳：計帳

(注11) 延喜十一年：911年

(注12) 天下の虚耗：国家の衰え

(注13) 見口：実際の人数

(注14) 公家：国家

(注15) 斡して：私領して

(注16) 牧宰：国司

注17) 田籍：土地台帳

(注18) 吏治：国司の職務

☆☆☆三善清行の意見封事十二箇条(2) ●2021日本史日本試第二日程

すでに欽明天皇の代に、仏法初めて本朝に伝え、推古天皇より以後、この教え盛んに行わる。上は群公卿士（注1）より、下は諸国の黎民（注2）に至るまで寺塔を建立することなき者は、人数に列せず。故に資産を傾け尽くし、俘囚（注3）を興し造る。（中略）降りて天平に及びて、弥尊重を以てす。遂に田園を傾けて、多く大寺を建つ。（中略）また七道諸国をして国分二寺を建てしむ。造作の費え、各その国の正税（注4）

を用いたりき。ここに天下の費え、十分にして五（注5）。

桓武天皇に至りて、都を長岡^{うつ}に遷したまうに、製作^{おわ}すでに畢りて、更に上都^{じょうと}（注6）を営む。（中略）皆土木の巧みを究め、^{ことごと}尽^ふく調・庸の用を賦す。ここに天下に費え、五分にして三。
（『本朝文粹』）

（注1）群公卿士：貴族や官人たち

（注2）黎民：庶民。一般の人々

（注3）俘囚：仏塔

（注4）正税：諸国で管理した稲。租と、出挙の利息の稲を、諸国の正倉に蓄えたもの

（注5）天下の費え、十分にして五：「国家全体の資産の10分の5を失った」という意味

（注6）上都：都

☆大名田堵

三の君の夫は出羽権介田中豊益^{でわごんのすけたなかのとよます}なり。偏^{ひとえ}に耕農^{なりわい}を業^なと為し、更^{さら}に他の計^{はからい}なし。数町の戸主^{へぬし}（注1）、大名の田堵^{たんと}なり。兼ねて水旱^{すいかん}（注2）の年を想ひて、鋤鋤^{すきくわ}を調へ、^{ひそ}暗かに^こ腴え^や迫せたる地^{はか}を度りて、馬杷^{うまぐわ}・犁^{からすき}を繕^{つくろ}ふ。或^{あるい}は堰塞^{いせき}・堤防^{つつみ}・堀渠^{ほりけみぞ}・畔堰^{あぜなわて}の忙^{いそぎ}に於て田夫農人^{でんぶのうじん}を育^{やしな}ひ、或^{たわまき}は種蒔^{なわしろ}・苗代^{ぼんしよく}・耕作^{おも}・播殖^{いとなみ}（注3）の營^{いとなみ}に於て、^さ五月男女^{おとめ}（注4）を^{いたわ}勞^{じょうず}るの上手^{しかのみならずそのはたけ}なり。（中略）加之^ま 園畠^{まめ}に蒔^さく所の麦^{さきげ}・大豆^{あずき}・大角豆^{あわ}・粟^{きび}・黍^{ひえ}・稗^{そば}・蕎麦^{ごま}・胡麻^{かず}、員^{みの}を尽^{じゆく}して登^あり熟^{じゆく}す。春は一粒をもて地面に散らすといへども、秋は万倍をもて蔵の内に納む。
（『新猿樂記』）

（注1）戸主：地主

（注2）水旱：大水や日照り

（注3）播殖：種まき

（注4）五月男女：種まきをする早乙女

☆富める受領

（長元二年七月）十一日、^{ちやうげん}戊辰^{つちのえたつ}、^{さきのだいにまきのり}昨夕前大弐雅憲^{すなわ}（注1）の妻^{きんたい}入京す。即ち参内すると云々。惟憲明後日入洛、^{うんぬん}身に^{これのり}随^{じゆらく}へる珍宝^{したが}、其の^{ちんぼう}数を^そ知らずと云々。九国二島（注2）の物、底^{はら}を掃^かひて奪^{からもの}ひ取る。唐物^{すだ}（注3）も又同じ。已^{はじ}に耻^{きんたい}を忘^{わす}るるに似たり。近代富人^{けんじや}を以て賢者と^{けんじや}となす（注4）
（『小右記』）

（注1）前大弐雅憲：惟憲の誤り

(注2) 九国二島：九州の九か国と対馬・壱岐

(注3) 唐物：宋から輸入された品物

(注4) 近代…賢者となす：最近は富裕な人々を賢者と呼ぶようになった

☆☆源頼光、土御門殿再建の際、調度品を献上●2024 日本史B追試

土御門殿（注1）の寝殿、一間の以て諸の受領に配し、営ましむと云々。いまだ聞かざるの事なり。造作の過差（注2）、往跡に万倍す（注3）。また伊与守頼光（注4）、家中の雑具、皆悉く献ず。（中略）希有の希有の事なり。（中略）当時の大関（注5）の徳、帝王のごとし。 (『小右記』)

(注1) 土御門殿：藤原道長の邸宅

(注2) 過差：分を過ぎていること。ぜいたく

(注3) 往跡に万倍す：以前の事例より甚だしいこと

(注4) 伊与守頼光：伊予守源頼光（948～1021）

☆☆尾張国郡司百姓等解（文）（1）

尾張国の郡司百姓等解し申す官裁を請ふの事。裁断せられんことを請ふ、当国守藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の官物、並びに濫行横法卅一箇条の愁状。

一、裁断せられんことを請ふ、外に三箇年の収納、暗に以て加徴せる正税卅三万二千二百卅八束の息利十二万九千三百七十四束四把一分の事。

一、裁断せられんことを請ふ、官法の外に、意に任せて加徴せる租穀段別三斗六升の事。

一、裁断せられんことを請ふ、交易と号して誣ひ取る（注2）絹・手作布・信濃布・麻布・漆・油・芋・茜・綿等の事。

以前の条の事、憲法の貴きことを知らんがため言上すること件の如し。（中略）望み請ふらしくは、件の元命朝臣を停止し、改めて良吏を任じ、以て將に他国の牧宰（注3）をして治国優民（注4）の褒賞を知らしめんことを。（中略）仍りて具に卅一箇条の事状を勅し、謹みて解す。

永延二年十一月八日

郡司百姓等

(『尾張国郡司百姓解文』)

(注1) 例挙：定められた出挙

(注2) 誣ひ取る：だまし取る

(注3) 牧宰：国司

(注4) 治国優民：国を治め、民をいつくしむこと

☆☆☆尾張国郡司百姓等解（文）（2） 2025 日本史B 追試問題

当任^{かみ}の守元命朝臣、去年^{もつ}三月中^{かんりょう}を以て、幹了^{かんりょう}（注1）の使^{えら}を撰^{えら}び、暴悪^{つかわ}の人^{つかわ}を差^さし、
勘責^{かんせき}せしむること切^きり焼^やく（注2）がごとし。往古^し旧代^か、然^{しか}らざるところなり。しかし
て郡司^{ふるい}の身^みより、部内^{みなことごと}の負累^{えん}（注3）と号^{なづ}して、皆^{みな}悉^{ことごと}く搜^たし取^とり、人民^{じんみん}の烟^{えん}（注4）
より、所由^{しよゆ}の差法^{さほう}（注5）と称^{なづ}して、暗^{くら}に以^{もつ}て冤凌^{えんりょう}（注6）し、一^{ひと}、二^{ふた}の家^{いへ}に乱入^{らんにゅう}す
るの間^ま、騒動^{そうどう}を十^{じゅう}、二十^{にじゅう}所に致^{いた}す。

(注1) 幹了：身体が強健で才知に秀でてしていること

(注2) 切り焼く：切って焼くこと。苦痛がひどいことのたとえ

(注3) 部内の負累：ここでは郡内の累積した負債（未払いの租税）のことと考えられる

(注4) 人民の烟：人民の家

(注5) 所由の差法：ここでは理由のある徴収の意と考えられる

(注6) 冤凌：無実の罪を言い立てて、ひどいめに遭わせること

☆『今昔物語集』に登場する貪欲な受領

今ハ昔、信濃^{しなののみ}守藤原^{のぶただ}ノ陳忠^{あり}ト云フ人有^{くだり}ケリ。任国^{はて}ニ下^{のぼり}テ国ヲ治^{はて}テ任畢^{のぼり}ニケレバ、上^{のぼり}ケルニ、御坂^{みさか}（注1）ヲ越^こル間^まニ、多クノ馬^{うま}共^{とも}ニ荷^かヲ懸^かケ、人^{ひと}ノ乗^{のり}タル馬^{うま}員^{かず}知^しレズ次^{つづ}キ
テ行^ゆケル程^{ほど}ニ、多^{おほ}クノ人^{ひと}ノ乗^{のり}タル中^{なか}ニ、守^{かみ}ノ乗^{のり}タリケル馬^{うま}シモ、懸橋^{かけはし}ノ鉞^{はた}ノ木^きヲ後^{しりあし}足^{もつ}ヲ以^{もつ}
テ踏^{ふみ}折^おテ、守^{かみ}逆^{さか}様^{さま}ニ馬^{うま}ニ乗^{のり}乍^はラ落^お入^いリヌ。底^い何^{なに}ラ許^{ゆる}トモ知^しレヌ深^{ふか}ナレバ、守^{かみ}生^{いき}テ有^あル可^べ
クモナシ。（中略）「旅籠^{はたご}（注2）ニ繩^おヲ長^{なが}ク付^つケテ下^{くだ}セ」ト宣^{のたま}フナド（中略）底^いニ「今
ハ引^ひキ上^あゲヨ」トイフ音^ね聞^きユレバ（中略）「軽^{かろ}キニコソ有^あリメレ」ナド云^いテ集^{あつ}まりテ引^ひク程^{ほど}
ニ、旅籠^{はたご}ヲ引^ひ上^あタルヲ見^みレバ、平茸^{ひらたけ}ノ限^{かぎ}リ一^{ひと}旅籠^{はたご}入^いタリ。然^{しか}レバ心^{こころ}モ得^えデ（注3）互^{たが}ニ
顔^{かほ}共^{とも}ヲ護^{まも}テ、「此^こハ何^{なに}カニ」ト云^いフ程^{ほど}ニ、亦^{また}聞^きケバ底^いニ音^ね有^あリテ「然^{しか}テ亦^{また}下^{くだ}セ」ト叫^{こゝろ}ブナ
リ。（中略）数^{あまた}ノ人^{ひと}懸^かリテ絡^{くわ}上^あタルヲ見^みレバ、守^{かみ}旅籠^{はたご}ニ乗^{のり}テ絡^{くわ}上^あラレタリ。守^{かみ}片^{かた}手^てニハ
網^{あみ}ヲ捕^とへ給^{たま}へリ。今^{いま}片^{かた}手^てニハ平茸^{ひらたけ}ヲ三^{さん}総^{ふさ}許^{ぼかり}持^もテ上^あリ給^{たま}へリ。引^ひ上^あツレバ懸橋^{かけはし}ノ上^{うへ}ニ居^す
エテ、郎^{ろう}等^{どう}共^{とも}喜^{よろこ}び合^あヒテ、「抑^おモ此^こハ何^{なに}ゾノ平茸^{ひらたけ}ニカ候^{さう}ゾ」ト問^とへバ、守^{かみ}ノ答^{こた}フル様^{さま}、「落^お

入ツル時ニ馬ハ疾ク底ニ落入ツルニ、我レハ送レテフタメキ落行ツル程ニ、木ノ枝ノ滋ク指合タル上ニ不意ニ落懸リツレバ、其ノ木ノ枝ヲ捕ヘテ下ツルニ、(中略)其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ見棄難クテ、先ヅ手ノ及ビツル限り取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也。未ダ残リヤ有ツラム。云ハム方无ク多カリツル物カナ。極キ損ヲ取ツル心地コソスレ」ト云ヘバ、郎等共「現ニ(注4)御損ニ候」ナド云テ、其ノ時ニゾ集テ散ト咲ヒニケリ。守「癖事(注5)ナ云ヒソ。汝等ヨ、宝ノ山ニ入テ手ヲ空シクシテ返タラム心地ゾスル。受領ハ倒ルル所ニ土ヲ掴メトコソ云ヘ」ト云ヘバ、(中略)此レヲ聞ケム人争ニクミ咲ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。(『今昔物語集』)

(注1) 御坂：現在の長野県神崎峠 (注2) 旅籠：乗り物の駕籠

(注3) 心も得デ：わけがわからないので (注4) 現に：本当に

(注5) 癖事：つまらないこと

(注5) 当時の大閤：大閤は大閤と同じ。ここでは藤原道長を指す

☆官省符荘の成立

太政官符す。伊勢国司

応に醍醐寺所領曾禰庄を不輸租田と為し、並びに庄司・寄人(注1)等の臨時雑役を免ずべき事。老志郡に在り。

右、彼の寺の去る七月七日の解状を得るに備く、「件の庄は租税・雑役を免除せらるべきの由、具に事状を注し、言上先に畢んぬ。而るに未だ裁下を承らず。而る間彼の庄司の今月九日解状に備く、『件の庄は未だ租税を徴するの例有らず。而るに当任守藤原朝臣国風俄かに前例に乖き、庄田を収公して、雑役を付科す。望み請ふらくは早く言上せられて、官符を給はり、全く地子を運納せん』者。望み請ふらくは先の解状に任せ、早く官符を給はり、租税・雑役を免除せられ、将て庄務を済さん」者、左大臣宣す、「勅を奉るに請ふに依れ」者、国宜しく承知し、宣に依りて之を行ふべし。符到らば奉行せよ。

從五位下守右少弁藤原朝臣国光

右大史正六位上兼行春宮坊大属

天曆五年九月十五日

(『醍醐寺雑事記』)

(注1) 寄人：この場合は、醍醐寺に属する曾禰庄の荘民

☆☆肥後国鹿子木荘の寄進

鹿子木（注1）の事

一、当寺の相承は、開発領主 沙弥寿妙嫡々相伝の次第なり。

一、寿妙の末流高方の時、権威を借らむが為めに、実政卿（注2）を以て領家と号し、年貢四百石を以て割き分ち、高方は庄家（注3）領掌進退の預所職となる。

一、実政の末流の願西（注4）微力の間（注5）、国衙の乱妨を防がず。是の故に願西、領家の得分二百石を以て、高陽院内親王（注6）に寄進す。件の宮薨去の際、御菩提の為に、勝功德院を立てられ、彼の二百石を寄せられる。其の後、美福門院（注7）の御計として御室に進付せらる。是れ則ち本家の始めなり。（『東寺百合文書』）

（注1）鹿子木：現在の熊本県、肥後国にあった

（注2）実政卿：前参議大宰大貳実政

（注3）庄家：莊園を管理するための現地役所

（注4）願西：藤原隆通

（注5）微力の間：領家としての権勢が衰え

（注6）高陽院内親王：藤原忠実娘 （注7）美福門院：藤原得子

☆☆延喜の莊園整理令

太政官符

応に勅旨開田（注1）並びに諸院諸宮及び五位以上、百姓の田地舍宅を買い取り、閑地荒田を占請（注2）するを停止すべきの事。

右案内を検ずるに、頃年勅旨開田遍く諸国に在り。空闲荒廢の地を占めると雖も、是黎元の産業（注3）の便を奪ふ也。加之新たに庄家を立て、多く苛法を施す。

（中略）宜しく当代（注4）以後勅旨開田皆悉く停止し、民をして負作（注5）せしめよ。（中略）但し元来相伝の庄家として、券契分明、国務に妨げ無くば、此の限りに在らず。仍って須らく官符到るの後、百日内弁行（注6）し、状を具に言上すべし。

延喜二年三月十三日

（『類聚三代格』）

（注1）勅旨開田：勅旨田

（注2）占請：占拠

(注3) 黎元の産業：民衆の生業

(注4) 当代：醍醐天皇

(注5) 負作：耕作すること

(注6) 弁行：急いで行うこと

☆☆延久の荘園整理令

(延久元年二月廿三日) 寛徳二年(注1)以後の新立荘園を停止すべし。縦へ彼の年
 以往といへども、立券分明ならずして国務に妨げあらば、同じく停止の由宣下す。

(同年 閏二月十一日) 始めて記録荘園券契所を置き、寄人(注2)等を定める。

〔『百鍊抄』〕

(注1) 寛徳二年：1045年

(注2) 寄人：この場合は、記録所に勤務する職員

☆☆延久の荘園整理令への藤原頼通の反応

延久ノ記録所トテハジメテオカレタリケルハ、諸国七道ノ所領ノ宣旨官符モナクテ
 公田ヲカスムル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治
 殿(注1)ノ時一ノ所(注2)ノ御領御領トノミ云テ、庄園諸国ニミチテ受領ノツトメ
 タヘガタシナド云ヲ、キコシメシモチタリケルニコソ。サテ宣旨ヲ下サレテ、諸人領知
 ノ庄園ノ文書ヲメサレケルニ、宇治殿へ仰ラレタリケルハ御返事ニ、「皆サ心エラレタ
 リケルニヤ、五十余年君ノ御ウシロミ(注3)ヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ
 候者ノ強縁(注4)ニセンナド思ツトヨセタビ候ヒシカバ(注5)、サニコソナンド申
 タルバカリニテマカリスギ候キ。ナンデウ文書カハ候ベキ。タゞソレガシガ領ト申候ハ
 ン所ノ、シカルベカラズ、タシカナラズキコシメサレ候ハンヲバ、イサトカノ御ハダカ
 リ候ベキコトニモ候ハズ。カヤウノ事ハ、カクコソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ(注6)
 カズヲツクシテタヲサレ候ベキナリ」ト、サハヤカニ申サレタリケレバ、アダニ御支度
 (注7)サウイノ事ニテ、ムゴニ御案(注8)アリテ、別ニ宣旨ヲクダサレテ、コノ記
 録荘園へ文書ドモメスコトニハ、前太相国(注9)ノ領ヲバノゾクト云宣下アリテ、
 中トツヤツヤト御沙汰ナカリケリ。コノ御サタヲバイミジキ事哉トコソ世ノ中ニ申ケ
 レ。

〔『愚管抄』〕

(注1) 宇治殿：藤原頼通

(注2) 一ノ所：摂関家

(注3) ウシロミ：後見人、すなわち関白のこと

(注4) 強縁：強いて縁故をつくること

(注5) ヨセタビ候シカバ：寄進してきたから

(注6) カヤウノ事ハ、…身ニテ候ヘバ：荘園整理は自分が進んで行うべきことだから

(注7) 御支度：心づもり

(注8) 御案：思案

(注9) 前太相国：藤原頼通

☆☆☆空海の治績●2023 日本史B 追試

讃岐国言さく、「去る年より始めて、万農池（注1）に隄す。公大にして民少なく（注2）、成功未だ期せず、僧空海は此の土の人なり。山中に坐禅しし、獸馴れ鳥狎る（注3）。海外に道を求め、虚往実帰す（注4）。（中略）今旧土を離れ、常に京師に住む。百姓恋うること実に父母の如し。若し師の来たるを聞かば、必ず履を倒にして相迎えん（注5）。伏して請うらくは、別当（注6）に充て、其の事を済さしめんことを」と。これを許す。 (『日本紀略』)

(注1) 万濃池：満濃池。現在の香川県に所在するため池

(注2) 公大にして民少なく：事業規模は大きい、動員できる民が少ない

(注3) 獸馴れ鳥狎る：鳥獣がなついてくる

(注4) 虚往実帰す：先入観なく出かけて、道理を悟って帰ってくる

(注5) 履を倒にして相迎えん：あわてて迎えに出ることのたとえ

(注6) 別当：役所や寺院で事務などを統括する者

☆☆末法思想

(永承七年正月二十六日) 千僧を大極殿に屈請し（注1）、観音経を転読せ（注2）しむ。去年の冬より疾疫流行す。改年已後、弥以て熾盛（注3）なり。仍って其の災を除かんが為也。今年始めて末法に入る。 (『扶桑略記』)

(注1) 千僧を…屈請し：多くの僧を大極殿に招聘し

(注2) 転読し：経典の字句を略し、必要な部分だけを読むこと

(注3) 熾盛：さかんとなること

☆☆『往生要集』

それ往生極樂の教行は、濁世末代の目足（注1）なり。道俗貴賤、誰か帰せざる

者あらん。但し^{けんみつ きょうぼう}顕密の^{もんいつ}教法（注2）は、その文一に^{じり ごういん}あらず（注3）。^{じり}事理の^{ごういん}業因は、その^{ぎょうこ}行^{りちしやうじん}惟れ多し。利智^{いまた}精進^{かた}の人（注4）は、^な未だ^よ難しと^{ごと}為さざらんも、^よ予（注5）が^{ごと}如き^{がんろ}頑魯^あの者（注6）、^あ豈^{あえ}に^こ敢て^{ゆえ}せんや。是^この^{ゆえ}故に、^{ねんぶつ}念仏^{ねんぶつ}の一門^よに依りて、^{いさき きやうろん}聊か^{しやうろん}経綸^{ようもん}の^{ようもん}要文^{ようもん}を集む。之^{これ ひら}を^{これ おさ}披きて^{おさ}之^{きと やす}を^{きと}修む^{やす}るに、^{すべ}覚り^{すべ}易^{わか}からん。惣^{わか}て^{わか}十門^{わか}有り。分^{わか}ちて^{わか}三^{わか}卷^{わか}と^{わか}為す。一^なには^{おんりえど}厭離^{おんりえど}穢土^{おんりえど}（注7）、二^なには^{ごんぐじやうど}欣求^{ごんぐじやうど}浄土^{ごんぐじやうど}（注8）、三^なには^{ごくらく}極楽^{ごくらく}の^{ごくらく}証^{ごくらく}拠^{ごくらく}、四^なには^{しやうじゆ}正^{しやうじゆ}修^{しやうじゆ}念^{しやうじゆ}仏^{しやうじゆ}（注9）、五^なには^{じよねん}助^{じよねん}念^{じよねん}の^{じよねん}方法^{じよねん}、六^なには^{べつじ}別^{べつじ}時^{べつじ}念^{べつじ}仏^{べつじ}（注10）、七^なには^{りやく}念^{りやく}仏^{りやく}の^{りやく}利益^{りやく}、八^なには^{しやうじゆ}念^{しやうじゆ}仏^{しやうじゆ}の^{しやうじゆ}証^{しやうじゆ}拠^{しやうじゆ}、九^なには^{もんどうりやうけん}往生^{もんどうりやうけん}の^{もんどうりやうけん}諸^{もんどうりやうけん}行^{もんどうりやうけん}、十^なには^{もんどうりやうけん}問^{もんどうりやうけん}答^{もんどうりやうけん}料^{もんどうりやうけん}簡^{もんどうりやうけん}（注11）なり。之^{ごゆう}を^{ごゆう}座^{ごゆう}右^{ごゆう}に^{ごゆう}置^{ごゆう}きて、^{はいもう}廢^{はいもう}忘^{はいもう}（注12）に^{はいもう}備^{はいもう}へん。

（『往生要集』）

（注1）目足：道しるべ

（注2）顕密の教法：これまでの顕教や密教の教え

（注3）その文一にあらず：多い

（注4）利智精進の人：聡明で精進を積んだ人

（注5）予：源信

（注6）頑魯の者：かたくなで愚かな人

（注7）厭離穢土：汚らしい現世を離れること

（注8）欣求浄土：浄土にいることを願うこと

（注9）正修念仏：正しい念仏をおさめること

（注10）別時念仏：日数を限って念仏を行うこと

（注11）問答料簡：問答をすることによって判断すること

（注12）廢忘：信心を忘れてしまうこと

☆『日本往生極楽記』

^{しやもんくわや}沙門^{しやもんくわや}弘也（注1）は、^{ぼうめい}父母^{ぼうめい}を^{ぼうめい}言^{ぼうめい}はず（注2）、^{ぼうめい}亡^{ぼうめい}命^{ぼうめい}（注3）して^い世^いに^いあり。或^いは^い云^いく、^{こうりゅう}潢^{こうりゅう}流^{こうりゅう}（注4）より^い出^いで^いたり^いといふ。口^{あみだぶつ}に^{あみだぶつ}常^{あみだぶつ}に^{あみだぶつ}阿^{あみだぶつ}弥^{あみだぶつ}陀^{あみだぶつ}仏^{あみだぶつ}を^{あみだぶつ}唱^{あみだぶつ}ふ。故^{あみだひじり}に^{あみだひじり}世^{あみだひじり}に^{あみだひじり}阿^{あみだひじり}弥^{あみだひじり}陀^{あみだひじり}聖^{あみだひじり}と^{あみだひじり}号^{あみだひじり}づく。或^なは^な市^な中^なに^な住^なして^な仏^な事^なを^な作^なし、^なまた^な市^な聖^なと^な号^なづく。嶮^なし^なき^な路^なに^な遇^なひ^なて^なは^な即^なち^なこれ^なを^な鐘^なり、^な橋^なな^なき^なに^な当^なたり^なて^なは^なまた^なこれ^なを^な造^なり、^な井^なな^なき^なを^な見^なると^なき^なは^なこれ^なを^な掘^なる。号^なづ^なけて^な阿^な弥^な陀^なの^な井^なと^な曰^なふ。

（『日本往生極楽記』）

（注1）沙門弘也：僧空也

（注2）父母を言はず：父母の名を語らず

（注3）亡命：本貫地をはなれること

（注4）潢流：天皇家のこと。醍醐の落胤

☆法成寺

殿（注1）御堂（注2）いつしかとのみおぼしめす。この世の事は、今はたゞかの御堂の事をのみおぼしめさるれば、摂政殿（注3）もいみじう御心に入れて、掟申させ給ふ。（中略）さるべき殿ばらを始め奉りて、宮々の御封・御庄（注4）どもより、一日に五六百人、千人の夫どもを奉るにも、人の数多かる事をばかしこき事に思ひおぼしたり（注5）。国々の守ども・地子・官物は遅なはれども、たゞ今はこの御堂の夫役（注6）・材木・檜皮・瓦多く参らする業を、我を我をと競い仕まつる。　（『栄花物語』）

（注1）殿：藤原道長

（注2）御堂：法成寺

（注3）摂政殿：藤原頼通

（注4）御封・御庄：封戸や荘園

（注5）人の数…おぼおしたり：人数の多いことをよいことだと思っている

（注6）夫役：労役

☆☆☆陰陽道（1）●2023 日本史B本試

国務条事

一、任国に赴く吉日時の事

新任の吏（注1）、任国に赴くの時、必ず吉日時を択び、下向（注2）すべし。

一、吉日時を択びて、館（注3）に入る事

着館の日時は、在京の間、陰陽家において撰定せしむ。

一、吉日を択びて、交替政（注4）を始め行う事

（『朝野群載』）

（注1）新任の吏：新たに任命された国司

（注2）下向：京から任国へ下ること

（注3）館：任国に設けられた国司の居館

（注4）交替政：新任国司が前任国司と交代する手続き。行政事務の一つ

☆☆☆陰陽道（2）●2023 日本史B本試

遺誠（注1）并に日中行事

先ず起きて、（中略）次に鏡を取りて面を見、暦を見て日の吉凶を知る。（中略）次に昨日のことを記せ。次に粥を服す。次に頭を梳り、（注2）、次に手足の甲を除け。次に日を択びて沐浴せよ。（中略）年中の行事は、ほぼ件の暦に注し付け、日ごとに視るの

ついで
次に先ずその事を知り、兼ねてもって用意せよ。 (「九条殿遺誠」)

(注1) 遺誠：ここでは藤原師輔(道長の祖父)が子孫に残した遺誠

(注2) 頭を梳る：髪をとかす

☆今様

みだちか たの じゅうあくごぎやく ひとたびみ な とな らいごういんじょう
弥陀の誓ひぞ頼もしき、十悪五逆の人なれど、一度御名を称ふれば、来迎引接疑はず
まい かち
熊野に参らむと思へども、徒歩で参れば道遠し、すぐれて山峻し、馬にて参れば苦行な
ら ず、空より参らむ、た はやくおうじ
羽賜べ若王子。

遊びをせんとやうまれけむ、たわむ
戯れせんとや生まれけん、遊ぶ子供の声聞けば、我が身
さへこそ動がるれ (『梁塵秘抄』)

☆『今昔物語集』に載せる阿倍仲麻呂

今は昔、あべのなかまろ
阿倍仲麻呂と云ふ人有けり、遣唐使として物を習はしむが為に、かの国に渡り
けり。あまたの年を経て、え返り来ざりけるに、またこの国より(欠字部分)と云ふ
人、遣唐使としていきたりけるが、返り来けるに伴なひて返りけむとて、明州と云ふ所
の海の辺にて、かの国の人餞しけるに、夜になりて、月のいみじく明かりけるをみて、
はかなき事につけても、この国の事思ひ出でられつつ、恋しく悲しく思ひければ、この
国の方を詠めてかくなむ読みける、

天の原 ふりさけ見れば 春日なる

三笠の山に 出でし月かも (注1)

と云ひてなむ泣きける。 (『今昔物語集』)

(注1) 天の原…出でし月かも：『土佐日記』の中で紀貫之は、阿倍仲麻呂が詠んだと
して、天の原を青海原あおうなばらに改変している。改変した理由は不明